

令和4年10月21日  
廃棄物減量等推進審議会  
資料 1 — 1

# 小平市一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画／生活排水処理基本計画／災害廃棄物処理計画／食品ロス削減推進計画

～ こつこつ小平 「もったいない」が 根づくまち ～

## 素案（たたき台）

令和4(2022)年11月

小 平 市

市長挨拶

## 目 次

<b>第1章 計画の位置づけ</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	1
2 本計画の位置づけ.....	4
3 計画の基本事項.....	5
<b>第2章 現状と課題</b> .....	<b>6</b>
1 廃棄物減量のこれまでの取組.....	6
2 廃棄物処理の現状.....	9
3 前計画の数値目標の評価.....	14
4 前計画の課題の対応状況.....	16
5 今後の課題.....	24
<b>第3章 計画理念・目標</b> .....	<b>32</b>
1 基本理念.....	32
2 基本方針.....	32
3 数値目標と指標.....	34
4 前計画の数値目標の達成状況とモニター指標.....	37
5 数値目標の設定.....	42
<b>第4章 市民・事業者・市の行動</b> .....	<b>43</b>
1 三者それぞれの役割.....	43
2 市民の行動指針.....	43
3 事業者の行動指針.....	45
<b>第5章 市が実施する施策</b> .....	<b>47</b>
1 施策の体系.....	47
2 基本方針1 循環型社会の実現に向けた協働の推進.....	49
3 基本方針2 発生抑制・再使用の推進.....	53
4 基本方針3 再生利用の推進.....	55
5 基本方針4 適正処理の維持・向上.....	59
<b>第6章 生活排水処理基本計画</b> .....	<b>64</b>

1 生活排水処理の現状.....	64
2 今後の取組.....	65
<b>第7章 災害廃棄物処理計画.....</b>	<b>66</b>
1 総論.....	66
2 災害廃棄物対策.....	74
<b>第8章 食品ロス削減推進計画.....</b>	<b>87</b>
1 総論.....	87
2 食品ロスの現状と課題.....	89
3 市の取組.....	91
4 基本指針.....	94
5 指標.....	95
6 行動指針.....	96
<b>第9章 計画の運営管理.....</b>	<b>101</b>

# 第1章 計画の位置づけ

## 1 計画策定の背景

小平市では、平成15（2003）年3月に、「循環型社会の形成推進」を基本理念とし、小平市における廃棄物の減量と処理に係る事業の根幹となるものとして、「小平市ごみ処理基本計画」を策定しました。

平成15（2003）年度から平成25（2013）年度までを計画対象期間とし、平成19（2007）年度に中間改定を行いました。

平成26（2014）年度に、計画の見直しを行い、循環型社会の形成を目指して、総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するための方向性などを定めるものとして、平成26（2014）年度から令和4（2022）年度までを計画対象期間とする「小平市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、平成29（2017）年度に中間改定（以下、「前計画」という。）を行いました。

今回の策定にあたっては、前計画が令和4（2022）年度末で終了することから、平成31年4月に実施した家庭ごみ有料化及び戸別収集実施の効果を検証し、これまでの取組の成果や課題を整理するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの実施等、新しい生活様式の定着によるごみ量の増加についても検証します。さらに、食品ロスの削減など新たな課題への対応を図り、総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するものです。

また、本計画においては、資源物とごみ（以下「廃棄物」という。）、生活排水（汲み取り式便所のし尿等をいい、下水として処理される物を除く。）のほか、災害廃棄物の処理、食品ロス削減についても、合わせて定めます。

なお、本計画に基づいて、一般廃棄物処理実施計画を定めます。

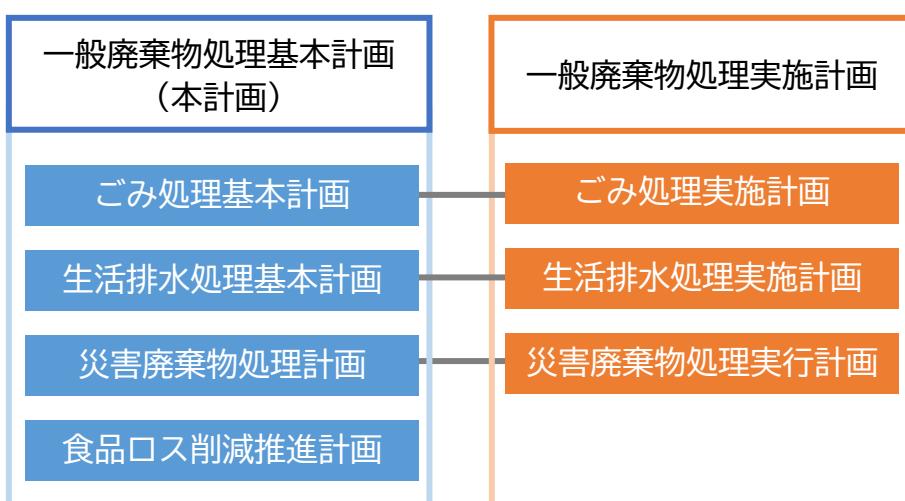


図 1-1-1 本計画と実施計画

## ■国際的な動向

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。「廃棄物の大幅な削減」、「食品ロスの減少」、「海洋ごみの削減」など、廃棄物処理に関する目標が定められています。

また、平成 28（2016）年 11 月には、2020 年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が発効されました。令和 3（2021）年 10 月の閣議決定で、我が国は温室効果ガスの排出量を、令和 12（2030）年までに平成 25（2013）年度の水準から 46% 削減し、さらに、50% の高みに向け挑戦を続けていくことを表明しています。廃棄物処理では、温室効果ガスである二酸化炭素が排出されることから、二酸化炭素の削減に考慮していく必要があります。

## ■国の動向

国は、平成 30（2018）年 4 月に第五次環境基本計画を策定しました。これは、パリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画となります。SDGs の考え方を活用しながら分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定しています。重点戦略の展開にあたっては、あらゆる関係者との連携（パートナーシップ）を重視し、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し、支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指すとされています。

また、平成 30（2018）年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。持続可能な社会づくりとの統合的取組として、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上していくことを掲げており、その実現に向けて概ね令和 7（2025）年までに国が講ずべき施策を示しています。

## ■東京都の動向

東京都は、令和 3（2021）年 9 月に都全域を対象とした「東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」を策定しました。令和 12（2030）年度に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿を示しています。廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、①持続可能な資源利用の実現、②廃棄物処理システムのレベルアップ、③社会的課題への果敢なチャレンジを 3 本の柱として掲げています。

さらに、令和元（2019）年 12 月に策定した 2050 年に CO<sub>2</sub> 排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」の実現のためには、令和 12（2030）年までの

今後の10年間の行動が極めて重要とし、令和12（2030）年カーボンハーフに向けて必要な社会変革の姿・ビジョンを示した「2030・カーボンハーフスタイル」を策定しました。

災害廃棄物においては、平成29（2017）年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定しました。非常災害に伴う大量の災害廃棄物を適切に処理することを目的として、平常時から発災後を想定して、東京都や各主体の果たすべき役割を明確化した計画です。

令和元（2019）年に「東京都地域防災計画（震災編）」が修正されました。近年、全国各地で発生した大地震の教訓等の具体化をはじめとして、女性視点の防災対策の推進、増加する訪都外国人への対応、防災まちづくりやICT等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新の動向を踏まえた取組を反映するとともに、震災対策の実効性をより一層向上させるとしています。

## SDGs

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて示された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SDGsは格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標です。また、その達成のために、先進国、途上国、各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々なアクター（主体）が連携し、ODAや民間の資金など様々なリソースを活用していく「グローバル・パートナーシップ」を築いていくこととされています。



## 2 本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水・災害廃棄物の処理に関する基本計画）です。

「小平市第四次長期総合計画」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、「小平市第三次環境基本計画」や「小平市地域防災計画」を踏まえつつ、さらなる廃棄物の減量と適正処理への方策を定めます。

また、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」・「東京都地域防災計画」のほか、小平・村山・大和衛生組合及び同組合の構成市である東大和市と武蔵村山市など、関係地方公共団体の一般廃棄物処理基本計画等とも整合を図ります。

本計画と他行政計画との関係性を図示します。

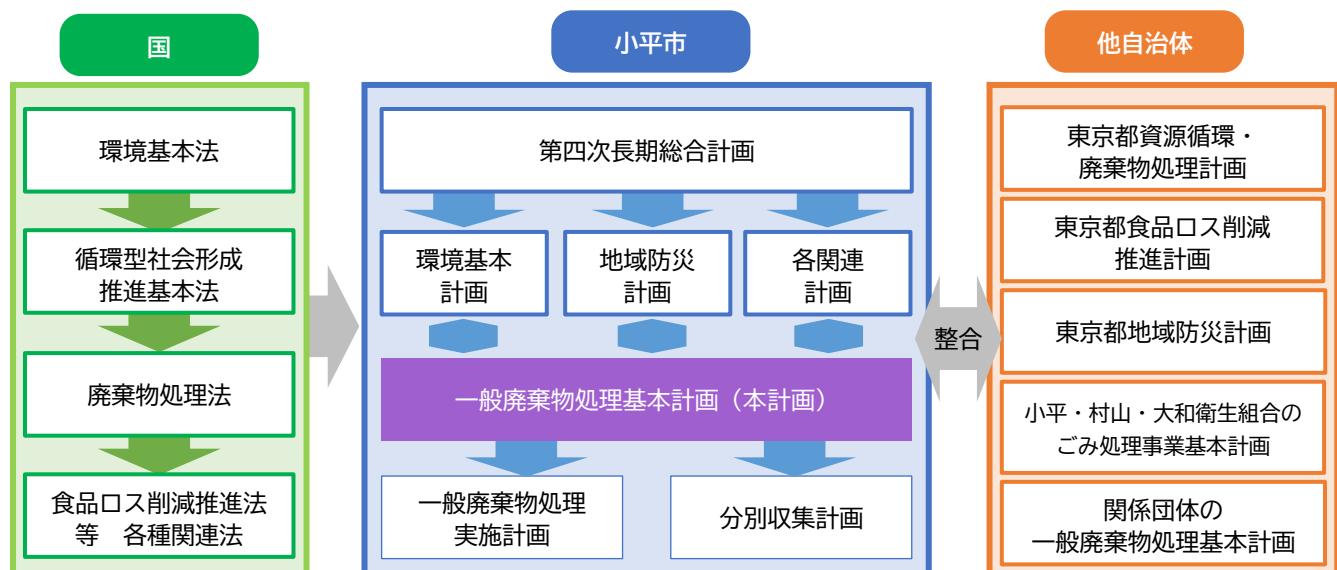


図 1-2-1 本計画の位置づけ

### 循環型社会とは

3 R (Reduce リデュース、Reuse リユース、Recycle リサイクル) を進め、その上で廃棄物となった物は適正に処理することで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

つまり、①何よりも「廃棄物を出さない（作らない）」Reduce リデュース、②出てしまった廃棄物も「できる限り使いまわしたり、資源として使う」Reuse リユースと Recycle リサイクル、③どうしても使えないごみは、「きちんと処分する」こと、が実践される社会です。

### 3 計画の基本事項

#### (1) 計画対象期間及び目標年度

本計画の対象期間は、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。5 年が経過する令和 9（2027）年度を中間目標年度として、計画の中間見直しを行います。

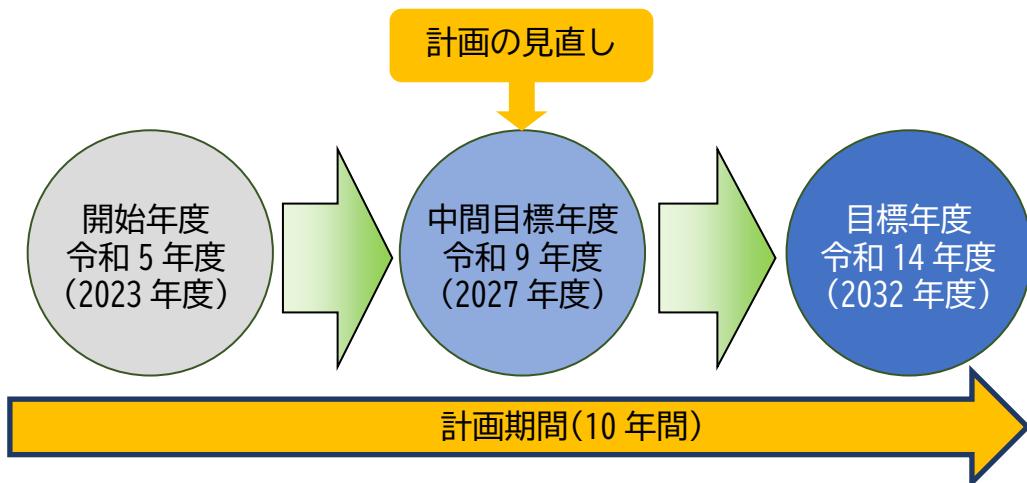


図 1-3-1 計画対象期間及び目標年度

なお、計画期間は 10 年間とし、改定の時期を小平・村山・大和衛生組合の構成市である東大和市と武蔵村山市と合わせています。

#### (2) 計画の見直し・改定

本計画は、令和 9（2027）年度に中間見直しを行い、令和 14（2032）年度に全面改定を行います。また、計画の前提となる条件に大幅な変動が生じたときには、適宜見直しを行います。

#### (3) 計画対象地域

小平市全域とします。

#### (4) 計画対象主体

小平市民、小平市内の事業者及び小平市とします。

#### (5) 計画対象廃棄物

小平市内で発生する一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物）とします。

## 第2章 現状と課題

### 1 廃棄物減量のこれまでの取組

#### (1) 廃棄物減量の意義

廃棄物は、私たちの生活を支えている生産から消費に至る活動の結果として生じます。そして、廃棄物の発生は、廃棄物処理の段階だけではなく、生産から消費を経て廃棄に至るまでのすべての過程において資源・エネルギーを消費し、環境への負荷をもたらしていることを意味します。この問題は 20 世紀後半の経済発展に伴い、深刻化してきました。

廃棄物の問題は、今や環境問題として社会的に深刻であり、重要な行政課題となっています。また、資源の保護や環境保全の面からも重要な課題です。少しでもごみを減らすためには、どうしたらよいのか、どのような暮らし方が環境への負荷を少なくするのか、市民・事業者・行政が連携して取り組んでいかなければなりません。

従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会構造は、私たちに多くの恩恵をもたらしましたが、一方で生産、流通、消費、そして廃棄物処理の各過程において多くの資源・エネルギーを消費し、多大な環境負荷をもたらしています。今後は、「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会」を改め、環境への負荷を低減し、安全・安心に暮らしていくことができる持続可能な「循環型社会」に転換する必要があります。

また、3Rを進めることによって、従来からの多摩地域共通の課題である最終処分場の延命化や、本市に関わる廃棄物処理施設の負担軽減にもつながります。

## (2) これまでの市の取組

表 2-1-1 これまでの市の取組

年度	取組内容
平成元（1989）	モデル地区での資源物の分別収集の開始
平成3（1991）	コンポスト容器購入費補助（現・食物資源処理機器購入費補助）制度
平成4（1992）	協力店での白色トレイ回収の開始 リサイクルフェスティバル実行委員会（旧ごみ減量推進実行委員会）の発足
平成5（1993）	廃棄物減量等推進審議会の設置 市内全域で、古紙や古布、ビン、カンといった資源物の分別収集を開始 小平市リサイクルセンターがオープンし資源選別作業を開始
平成6（1994）	廃棄物減量等推進員（愛称：クリーンメイトこだいら）の設置
平成8（1996）	粗大ごみの有料化 リサイクルセンター増設工事により、ペットボトル再資源化施設及び粗大ごみ再生展示販売施設（リプレコだいら）を建設
平成9（1997）	全市でペットボトルの分別収集の開始 優良な家具類の再生販売を開始 ペットボトル再資源化施設とリプレコだいらがオープン
平成12（2000）	事業系ごみの全面有料化
平成14（2002）	硬質のプラスチック製容器包装の全市収集を開始 剪定枝のチップ化事業を開始
平成16（2004）	小学校の食物資源（生ごみ）一次処理物を使った堆肥を畑で利用し、その有効性と問題点を検証するモデル事業を開始
平成20（2008）	落ち葉のリサイクル袋を作成し、希望者には貸出しを実施
平成22（2010）	食物資源循環モデル事業を開始
平成25（2013）	小型家電リサイクルのイベント回収及び拠点回収の開始 資源持ち去りの罰則の制定
平成26（2014）	資源化品目の拡大 小型家電リサイクル法に基づく認定事業者と協定を締結し、宅配便による小型家電の自宅回収サービスを開始
平成27（2015）	スマートフォン・タブレット端末向けに、ごみ分別アプリの運用を開始 小型家電リサイクルについて、市内図書館6か所に回収ボックスを増設
平成28（2016）	未利用食品の回収を「フードドライブ」と称し、こだいら環境フェスティバルで本格実施
平成29（2017）	食物資源循環事業の本格実施 小型家電リサイクルにおいて、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の実施
平成30（2018）	新リサイクルセンター設計・建設工事完了 ごみ分別アプリを単独版としてリニューアル エコショップこだいら認定制度の制定
令和元（2019）	家庭ごみ有料化及び戸別収集を実施 プラスチック製容器包装全量の分別収集及び資源化の実施
令和2（2020）	株式会社セブン－イレブン・ジャパンとの協定によるペットボトル店頭回収の実施
令和3（2021）	てまえどり運動の取組の実施 雑がみ袋を全戸に配布（パンフレットに同封）及び作成手順紹介動画を配信
令和4（2022）	株式会社ジモティーとの協定の締結

### (3) 廃棄物量等の推移

#### ① 廃棄物量の推移

前回の計画改定以降、廃棄物量については、ほぼ横ばいで推移していましたが、家庭ごみ有料化及び戸別収集の効果により令和元（2019）年度には大きく減少しました。しかし、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う在宅時間の増加の影響もあり、令和2（2020）年度には増加に転じました。令和3（2021）年度には再び減少に転じましたが、今後もテレワークの定着等、新しい生活様式の定着に伴う排出構造の変化が影響すると考えられます。

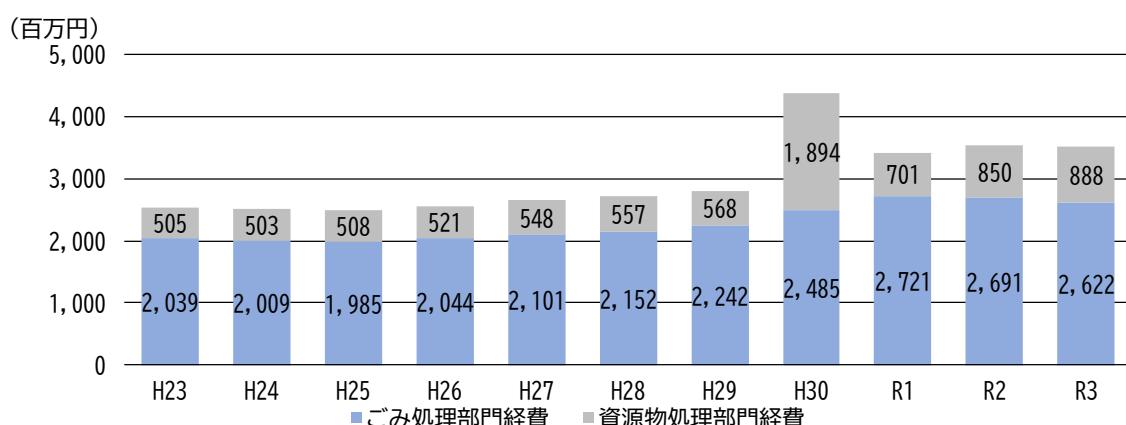


図 2-1-1 廃棄物量の推移

#### ② 経費の推移

清掃費は小平・村山・大和衛生組合の新施設の整備（更新）による負担金の増加などにより、増加傾向で推移してきました。

また、小平・村山・大和衛生組合で焼却・破碎処理し、焼却灰は、東京たま広域資源循環組合に搬入しています。また、破碎残さは民間施設で処理し、再資源化を行っています。ごみの最終処分を地域外に依存している現状も考慮して、更なるごみ減量を推進し、搬入量を減量する必要があります。



※平成30年度はリサイクルセンターを建設したため、資源物処理部門経費が多くなっています。

図 2-1-2 経費の推移

## 2 廃棄物処理の現状

### (1) 現状の廃棄物処理フロー

#### ① 廃棄物の分別区分と収集方法など

小平市では、平成 31（2019）年 4 月より家庭ごみの戸別収集を実施しています。市民から出される廃棄物について、市域を 5 つの地域に分けて、それぞれ月曜日から金曜日まで、燃やすごみを週 2 回、燃やさないごみを 4 週に 1 回、各種の資源物を週 1 回または 2 週に 1 回、自宅敷地内（集合住宅は敷地内集積所）から収集する、戸別収集方式による定期収集を行っています。

粗大ごみは申込みに応じて隨時収集するほか、紙パック、白色トレイ、小型家電、小型充電式電池、陶磁器食器、食用油の拠点回収などを行っています。また、食物資源循環事業に参加している世帯に対して週 1 回の定期収集を行っています。

また、事業者から出される廃棄物（一般廃棄物）は、収集運搬許可業者による収集を基本としていますが、少量排出事業者の廃棄物については、家庭からの廃棄物と合わせて有料で収集しています。

表 2-2-1 廃棄物の分別区分と収集方法

排出者	廃棄物の種類（分別の区分）	排出場所	収集方法・頻度	収集主体	
市民	ごみ	燃やさごみ 燃やさないごみ	自宅敷地内・集合住宅集積所 自宅敷地内・集合住宅集積所	定期収集・週2回 定期収集・4週に1回	市（委託） 市（委託）
	資源物	プラスチック製容器包装 新聞紙、雑誌（本）・雑がみ、段ボール、シュレッダーくず 古布類、ふとん ビン、カン、金属製のなべ等 ペットボトル	自宅敷地内・集合住宅集積所 自宅敷地内・集合住宅集積所 自宅敷地内・集合住宅集積所 自宅敷地内・集合住宅集積所	定期収集・週1回 定期収集・2週に1回 定期収集・2週に1回 定期収集・2週に1回	市（委託） 市（委託） 市（委託） 市（委託） 市（委託）
	有害性資源（スプレー缶、ライター、電池、蛍光管、水銀体温計）	自宅敷地内・集合住宅集積所	定期収集・2週に1回	市（委託）	
	紙パック	小売店又は公共施設に設置する回収ボックス	随時収集	市（委託） ※公共施設のみ	
	白色トレイ	小売店又は公共施設に設置する回収ボックスまたは自宅敷地内・集合住宅集積所	随時収集または定期収集・週1回	市（委託） ※公共施設のみ	
	食物資源（食物資源循環事業参加世帯に限る。）	参加世帯のグループごとに定めた場所	定期収集・週1回	市（委託）	
	小型家電	公共施設に設置する回収ボックス リサイクルセンター及び市が指定するイベント会場	随時収集 —	市（委託） —	
	陶磁器食器	リサイクルセンター及び市が指定するイベント会場	—	—	
	食用油	リサイクルセンター及び市が指定するイベント会場	—	—	
	粗大ごみ	自宅敷地内・集合住宅集積所	申込みによる随時収集	市（委託）	
	臨時ごみ	自宅敷地内・集合住宅集積所	申込みによる随時収集	市（委託）	
事業者	1日平均10キログラムを超える量を排出する事業者の事業系一般廃棄物及び市が一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物	事業者の建物または敷地内	収集運搬許可業者との契約による収集	収集運搬許可業者	
	1日平均10キログラム未満の量を排出する事業者の事業系一般廃棄物及び市が一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物	事業者の建物または敷地内	定期収集	市（委託）	

## ② 廃棄物の中間処理、最終処分及び資源化の流れ（フロー）

収集した廃棄物は、品目ごとに資源化またはごみとしての処理を行います。

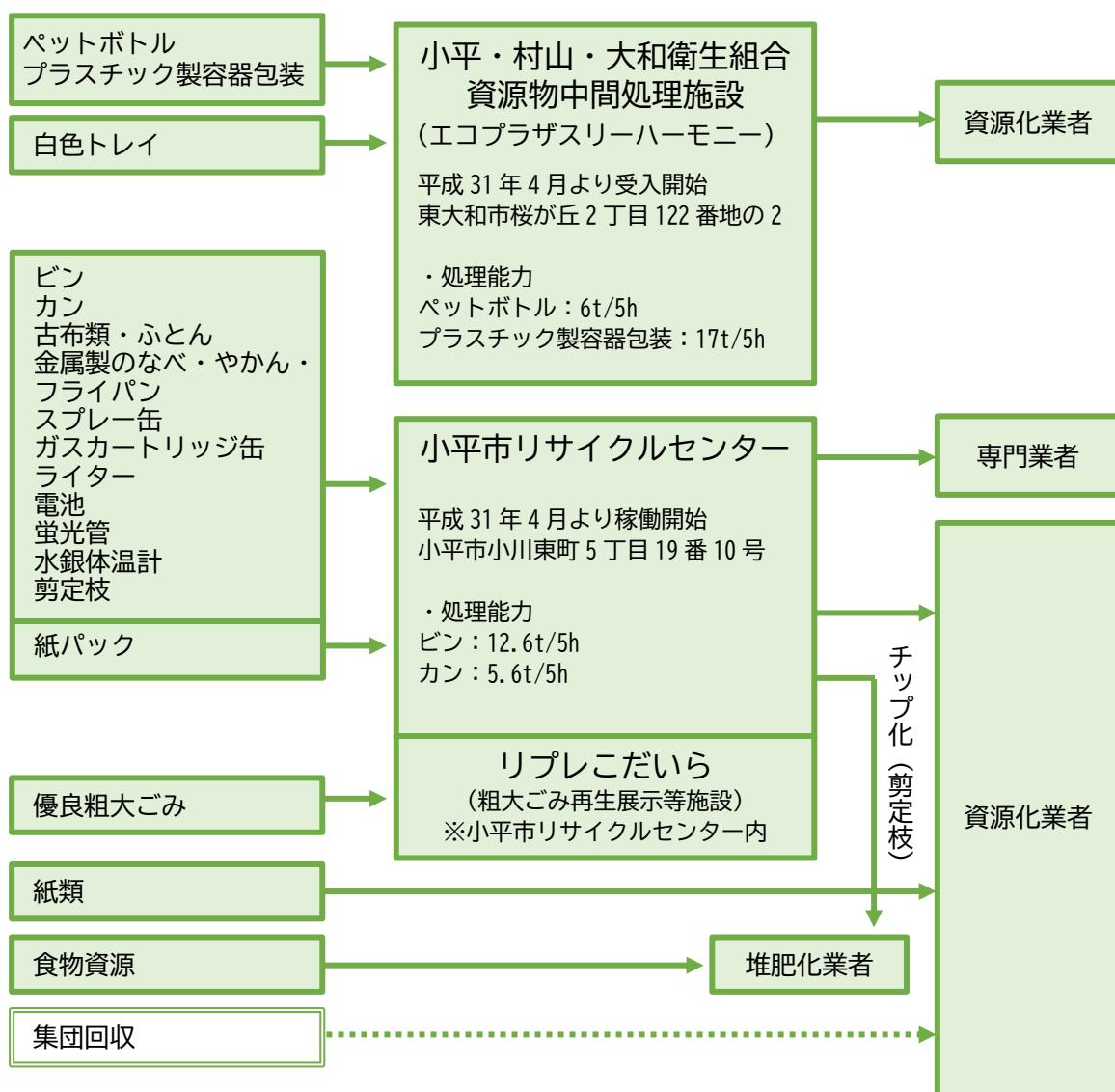
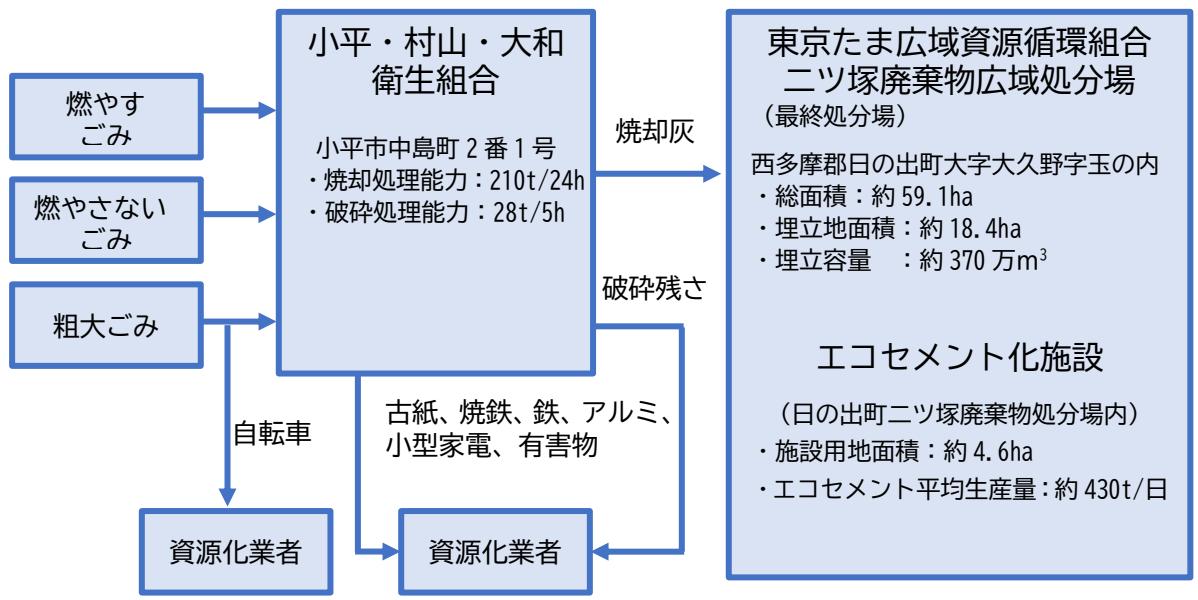
ごみについては、昭和 40（1965）年に東大和市、武蔵村山市と共同して設立した小平・村山・大和衛生組合で、焼却処理や破碎・選別を行い、その過程で鉄やアルミなどを資源物として抜き取り、できる限りの減容化・減量化をしています。

小平・村山・大和衛生組合では、令和 7 年 10 月からの稼働に向けて新しいごみ焼却施設の整備を行っています。そのため、既存施設の定期補修等による焼却炉の停止期間は小平・村山・大和衛生組合で処理できないことから、小平市及び武蔵村山市から発生する可燃ごみの一部を、新施設稼働までの間、多摩地域の他の市町村のごみ処理施設で処理（広域支援）を委託しています。

資源物については、平成 6（1994）年 2 月に小平市リサイクルセンターがオープンし、受け入れを開始しました。その後、老朽化に伴い施設更新を行い、平成 31（2019）年 4 月より新リサイクルセンターでの受け入れを行っています。また、平成 26（2014）年 9 月に策定した 3 市共同資源化事業基本構想が掲げた 3 市共同による 3R の推進及び安定した資源の循環的利用の促進のために、平成 31（2019）年 4 月にしゅん工した小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設で、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の受け入れを行うこととしました。収集した資源物については、それぞれの資源化のルートに応じた中間処理を行っています。この他、自治会などで資源物を集めて、直接、資源化業者に売却する集団回収も行われています。

また、令和 2（2020）年 3 月に小平・村山・大和衛生組合不燃・粗大ごみ処理施設がしゅん工し、同年 4 月より稼働を開始しました。

小平・村山・大和衛生組合での処理で発生する焼却残さは、昭和 55（1980）年に設立された東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（現 東京たま広域資源循環組合）が、日の出町の地元の皆さまの多大なご理解とご協力のもとで建設・運営するニツ塚廃棄物広域処分場へ搬出しています。同処分場では、処分場の延命化と資源の再利用化を目的として、焼却残さは、セメントにリサイクルする「エコセメント化事業」に取り組んでいます。一方、破碎残さは、民間業者で処理し、再資源化を行っています。



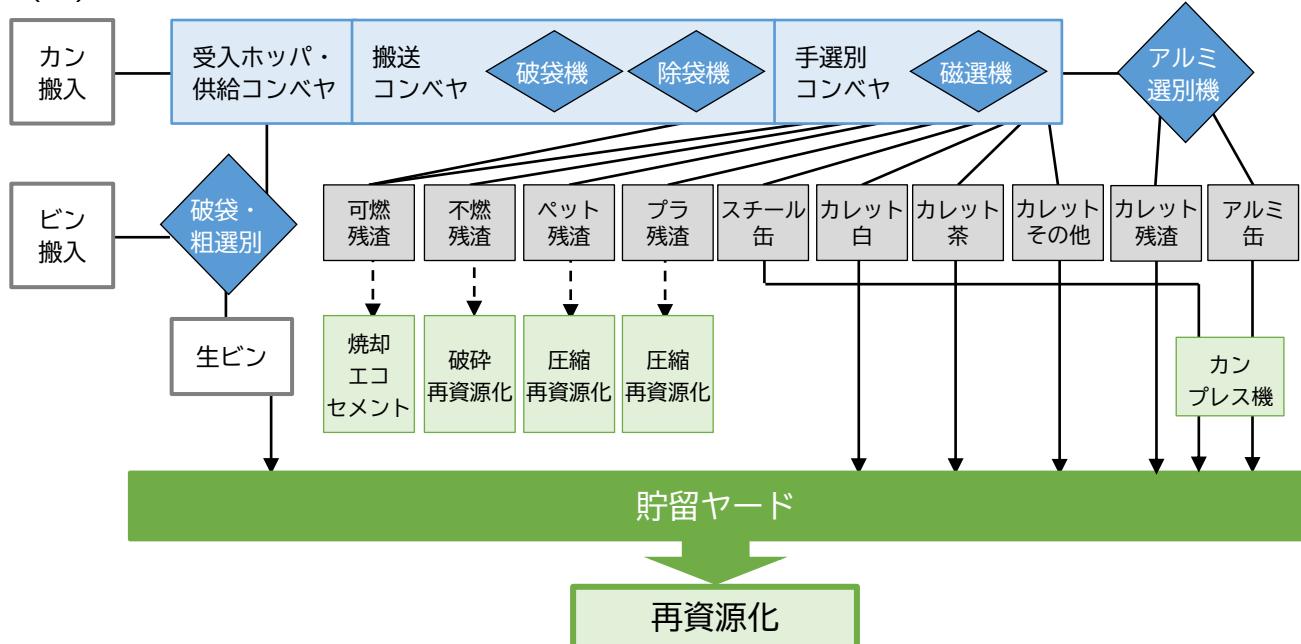
※既存施設の定期補修等による焼却炉の停止期間は小平・村山・大和衛生組合で処理できないことから、小平市から発生する可燃ごみの一部を、新施設稼働までの間、多摩地域の他の市町村のごみ処理施設で処理（広域支援）を委託しています。

図 2-2-1 資源とごみ処理の流れ（令和 3（2021）年度）

## ◇リサイクルセンター再資源化フロー

主な資源物の処理は以下のような流れとなっており、最終的に再資源化業者に引き渡しを行います。

### (1) ビン・カン

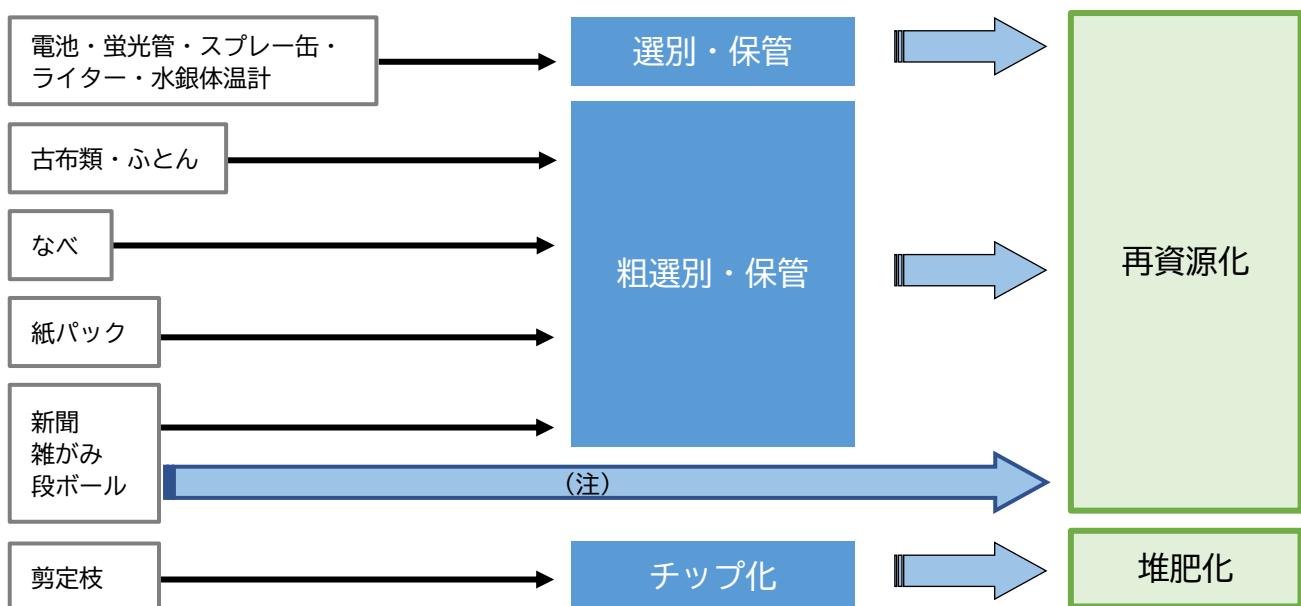


※ビン、カンの選別作業は、同一ラインで処理日・時間帯を分けて行っています。

※ --->の処理は、他の施設で行っています。

図 2-2-2 リサイクルセンターの再資源化フロー

### (2) その他の資源物（有害資源物、古布類、なべ、紙パック、古紙類、剪定枝）



(注) 古紙類は収集後、リサイクルセンターを経由せずに再資源化業者へ直納しており、市民による直接持込分のみリサイクルセンターで受け入れています。(持込分は古紙類全体の約0.3%程度)

図 2-2-3 その他の資源物の再資源化フロー

### 3 前計画の数値目標の評価

前計画で設定した数値目標については、主要な目標としている排出物原単位（市民一人1日当たりの資源物・ごみの総量）について、令和3（2021）年度までは、未達成であるものの、家庭ごみ有料化等の効果により、平成26（2014）年度と比較して着実に減少しており、概ね良好なものと評価できます。

また、毎年モニター指標を行っている5項目についても、平成26（2014）年度と比較して収集時リサイクル率は増加し、その他の項目については減量しており、概ね良好なものと評価できます。

令和2（2020）年度のごみ処理量の増加は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの実施等により在宅時間が増加したことなどが影響していると考えられます。

令和3（2021）年度には、令和2（2020）年度に比べて減少しましたが、今後もテレワークの定着等、新しい生活様式の定着による排出構造の変化が一定の割合で影響する考えられます。

表 2-3-1 前計画の数値目標の評価

		計画目標値 令和4（2022） 年度	平成26（2014） 年度	平成28（2016） 年度 中間見直し年度	令和3（2021） 年度	達成状況
数値目標	排出物原単位 (g/人日)	640.0	748.2	731.8	674.2	未達成
	処理ごみ量原単位 (g/人日)	480.0	572.0	560.2	487.2	未達成
毎年度 モニター指標	収集ごみ量原単位 (g/人日)		511.4	498.8	429.5	
	持込ごみ量 (t/年)		4,145	4,258	4,107	
	収集時リサイクル率 (%)		23.5	23.4	27.7	
	最終処分量 (t/年)		4,777	4,573	3,371	
	温室効果ガス排出量 (kg/人日)		0.26	0.28	0.23	
計画見直し時 モニター指標	資源物混入率 (%)		—	可燃11.8% 不燃16.4%	可燃12.2% 不燃 4.3%	
	市民 満足度※	ごみの収集 (収集回数)	—	4.44	4.16	
		ごみの収集 (分別方法)	—	—	4.23	
		ごみの減量や処理 の情報公開・提供	—	3.93	4.09	
		ごみの減量や処理 への小平市の取組	—	4.09	4.18	
		住んでいる地域の 清潔さ	—	4.18	4.22	

※評価点は「満足している」を5点、「どちらかといえば満足している」を4点、「どちらかといえば不満がある」を2点、「不満がある」を1点として平均点を算定しました。

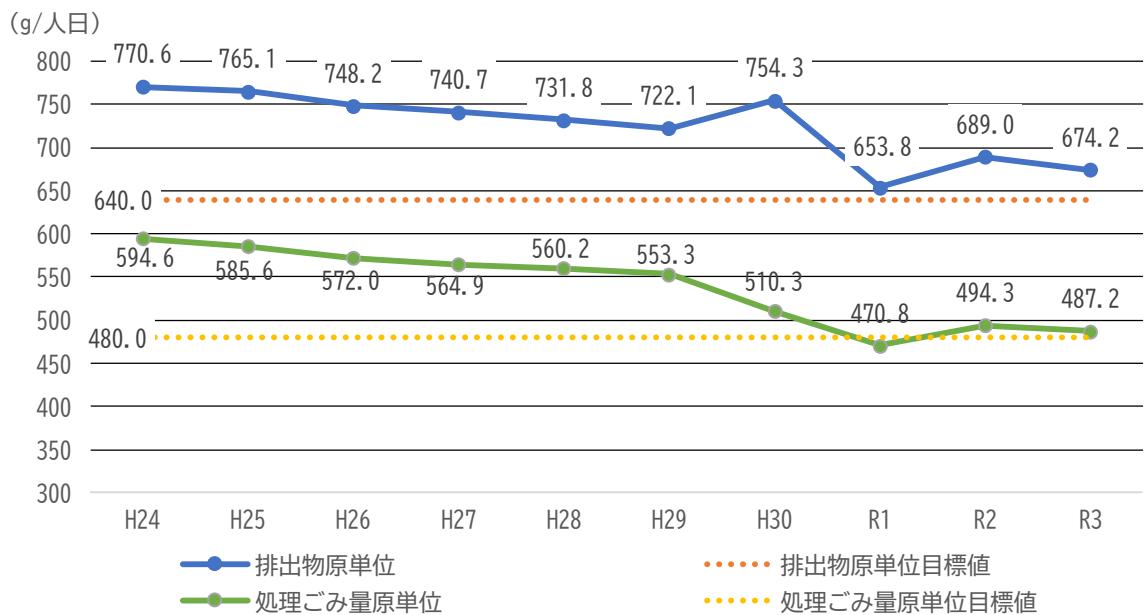


図 2-3-1 数値目標の推移

多摩地域26市と比較すると小平市は、市民一人1日当たりの集団回収を除く、ごみ・資源物総量を示した「総ごみ量原単位」は、多摩地域26市中で少ない方からみて7番目となっています。また、総ごみ量のうち、市が収集した資源物とごみの総量を示した「収集ごみ量原単位」は、多摩地域26市中で少ない方からみて、18番目となっています。



- (注 1) データは、多摩地域ごみ実態調査（公益財団法人東京都市町村自治調査会）に基づきます。
- (注 2) 総ごみ量原単位は、「資源物とごみの合計量」を一人1日当たりに換算した数値です。ただし、集団回収分は除きます。
- (注 3) 収集ごみ量原単位は、総ごみ量のうち「収集した資源物とごみ」の一人1日当たりの量の合計です。

図 2-3-2 多摩地域 26 市との比較

## 4 前計画の課題の対応状況

### (1) 更なる意識の向上

市民アンケートによる満足度調査において、「満足している」を 5 点、「どちらかといえば満足している」を 4 点、「どちらかといえば不満がある」を 2 点、「不満がある」を 1 点として平均点を算定しました。

「ごみの収集（収集回数）」が 4.16 点、「ごみの収集（分別方法）」が 4.23 点、「ごみの減量や処理の情報公開・提供」が 4.09 点、「ごみの減量や処理への小平市の取組」が 4.18 点、「住んでいる地域の清潔さ」が 4.22 点です。

平成 28（2016）年度調査では、同様の設問がある「ごみの減量や処理の情報公開・提供」が 3.93 点、「ごみの減量や処理への小平市の取組」が 4.09 点、「住んでいる地域の清潔さ」が 4.18 点でしたので、これらの項目では満足度が高くなりました。一方、平成 28(2016)年度調査では、「ごみの収集」は 4.44 点でしたので「ごみの収集」に関する満足度は低くなりました。

表 2-4-1 市民アンケート調査による満足度調査

	満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば不満がある	不満がある	評価点	前回（H28年）評価点
ごみの収集（収集回数）	512	445	102	43	4.16	4.44
ごみの収集（分別方法）	473	517	69	29	4.23	
ごみの減量や処理の情報公開・提供	294	527	64	28	4.09	3.93
ごみの減量や処理への小平市の取組	340	514	48	26	4.18	4.09
住んでいる地域の清潔さ	441	553	51	34	4.22	4.18

### (2) 生ごみ・食品ロスの削減

平成 22（2010）年度にモデル事業として開始された食物資源循環事業は、毎年 100 件程度の拡大を続け、平成 28（2016）年度に参加登録世帯数がおおむね 1,000 世帯となりました。平成 29（2017）年度から事業を本格実施とし、令和 3（2021）年度には 1,248 世帯となりました。

市民アンケートによると、生ごみ減量のための水切りの実施状況は約 9 割となっています。

食品ロスについては、平成 28(2016)年度から、こだいら環境フェスティバルにおいてフードドライブを実施し、また、リサイクルきゃらばんやごみゼロフリーマーケットでも実施しています。

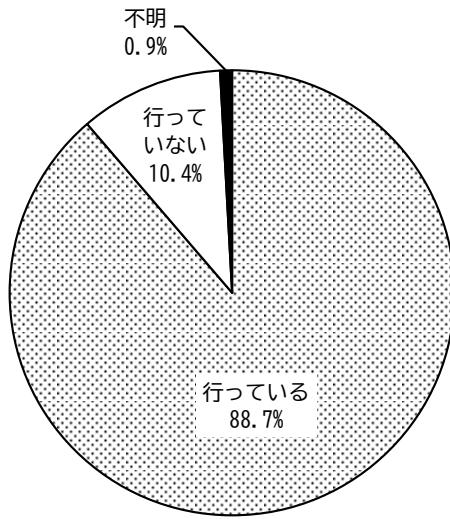


図 2-4-1 市民アンケート調査による水切りの実施率

### (3) プラスチック容器・雑がみ等の資源物の分別の推進

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日からプラスチック製容器包装全量の分別収集及び資源化を実施しています。

プラスチック製容器包装や雑がみの分別の徹底のため、イベントや分別説明会、広報紙などを活用し、正しい分別の啓発を行いました。雑がみの適正排出については、チラシによる PR を実施するとともに、雑がみ袋の全戸配布や作成手順を紹介する動画を配信するなど、更なる啓発の強化を図りました。

市民アンケートによると、プラスチック製容器包装の分別の実施については、『不明なものは冊子等を確認しながら、実施している』(53.9%)、『分別をほとんど理解し、実施している』(35.8%) と約 9 割がプラスチック製容器包装の分別を実施しています。

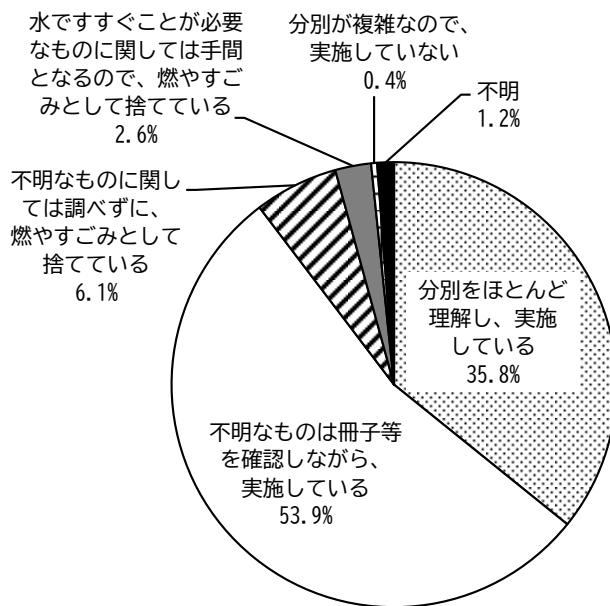


図 2-4-2 市民アンケート調査によるプラスチック製容器包装の分別の実施状況

## (4) 施設の老朽化への対策

施設の老朽化・旧式化等による課題に対応するため、小平・村山・大和衛生組合及びその構成市では、平成 26（2014）年度に「3 市共同資源化事業基本構想」を策定し、資源物中間処理施設や不燃・粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設の整備・更新について方針等を定めました。また、本市では「(仮称) 小平市リサイクルセンター整備基本計画」策定の基本方針」を策定しました。

その後、小平・村山・大和衛生組合では、平成 27（2015）年度に「(仮称) 3 市共同資源物処理施設整備実施計画」及び「(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画」、並びに平成 29（2017）年度に「(仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画」を、本市では「小平市リサイクルセンター整備基本計画」を策定しました。

### ①小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設

平成 28（2016）年度より小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の設計・建設工事を開始し、平成 31（2019）年 4 月にしゅん工し、同年 5 月より資源物（ペットボトル・プラスチック製容器包装）の受け入れを開始しました。

### ②小平・村山・大和衛生組合不燃・粗大ごみ処理施設

平成 29（2017）年度より小平・村山・大和衛生組合不燃・粗大ごみ処理施設の設計・建設工事を開始し、令和 2（2020）年 3 月にしゅん工し、同年 4 月より燃えないごみ、粗大ごみの受け入れを開始しました。

### ③小平市リサイクルセンター

平成 29（2017）年度より、小平市リサイクルセンターの設計・建設工事を開始し、平成 31（2019）年 3 月にしゅん工し、同年 4 月より資源物（ペットボトル・プラスチック製容器包装以外）の受け入れを開始しました。

### ④小平・村山・大和衛生組合（仮称）新ごみ焼却施設

令和 2（2020）年度より小平・村山・大和衛生組合（仮称）新ごみ焼却施設の設計・建設工事を開始し、令和 7（2025）年度に稼働する予定です。

## (5) 家庭ごみ有料化・戸別収集

家庭ごみ有料化及び戸別収集については、平成 29（2017）年 4 月に、『「家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行」についての基本方針』を策定し、令和元（2019）年度を目指して家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行を実施するとした方向性を定めました。実施計画については、小平市廃棄物減量等推進審議会等の意見を取り入れながら、平成 29（2017）年 9 月に素案を策定しました。素案に対しては、市民説明会やパブリックコメントを実施し、広く市民から聴取した意見や要望を

踏まえ、平成 30（2018）年 3 月に「小平市家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行実施計画」を策定しました。平成 31（2019）年 4 月 1 日から家庭ごみ有料化及び戸別収集へ移行しました。

#### ①家庭ごみ有料化実施前後のごみ量の変化

家庭ごみ有料化前の平成 30（2018）年度と有料化後の令和元（2019）年度の収集ごみ量を比較すると、燃やすごみは 29,414t から 26,804t へと 9.1% 減少、燃やさないごみは 5,377t から 1,409t へと 73.8% 減少、合計で 34,791t から 28,213t へと 18.9% 減少しました。平成 30（2018）年度は、家庭ごみ有料化前の駆け込み排出でごみ量が増加したという点を考慮しても、十分なごみ減量効果が得られました。一方で、資源として収集しているプラスチック製容器包装は 745t から 1,754t へと 135.4% 増加しました。

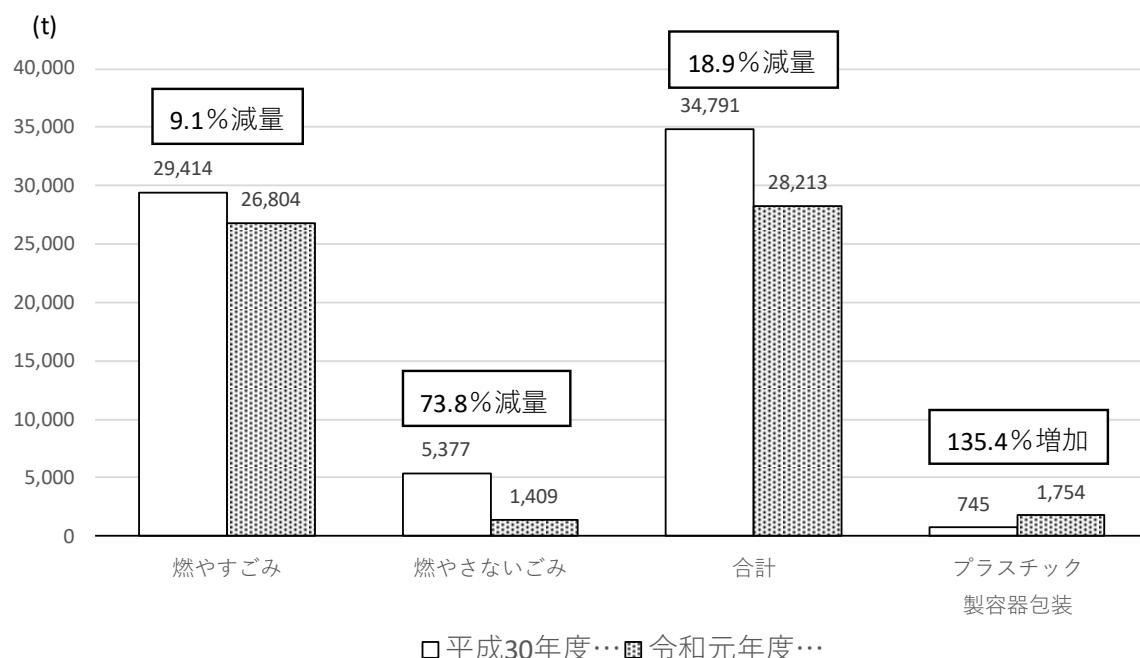


図 2-4-3 家庭ごみ有料化実施前後の資源・ごみ量の比較

## ②家庭ごみ有料化の理解の変化

家庭ごみ有料化実施前の平成 28 (2016) 年度に実施した市民アンケート調査によると、家庭ごみの有料化については、『賛成である』(7.1%)、『ごみ減量の効果があれば、導入はやむを得ない』(37.7%) で、家庭ごみ有料化に理解を示す回答は 44.8% でした。

家庭ごみ有料化実施後の今回の市民アンケートによると、家庭ごみの有料化に対する理解は、『ごみの減量効果があったので、理解できる』(64.7%)、『減量以外の理由で、理解できる』(7.0%) と約 7 割の市民が理解を示しています。

家庭ごみ有料化実施後に、家庭ごみ有料化に理解を示す市民が増加していることがわかります。

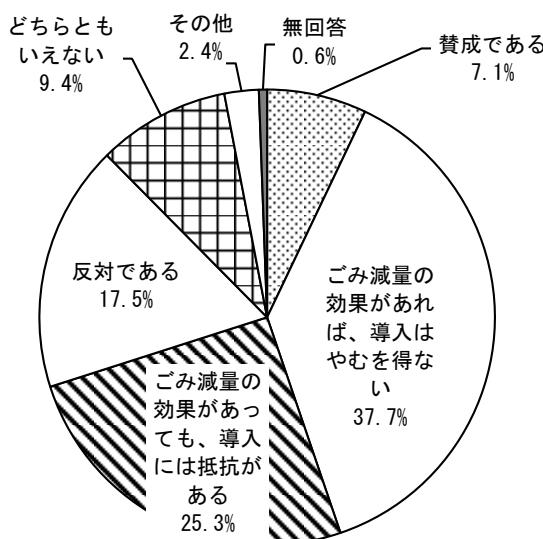


図 2-4-4 実施前の市民アンケート調査による、家庭ごみの有料化に対する賛否

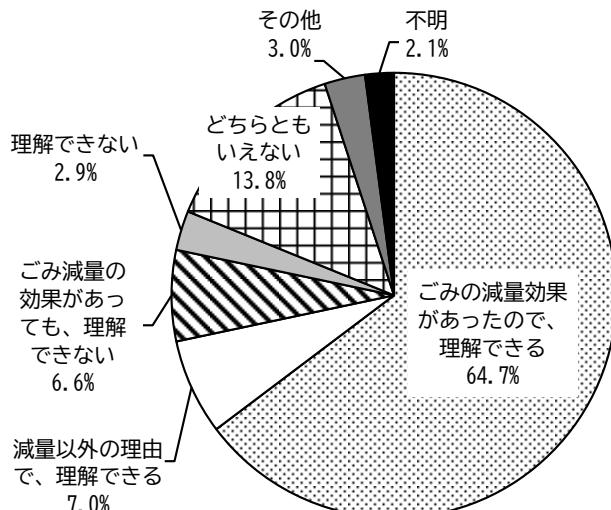


図 2-4-5 実施後の市民アンケート調査による家庭ごみの有料化に対する理解

なお、市民アンケート調査の回答率は、平成 28 (2016) 年度調査が 43.4% であったのに対し、今回調査は 58.2% と、回答率が 14.8% あがっており、家庭ごみ有料化により市民のごみ問題に関する関心が高まったと考えられます。

## ③手数料について

多摩地域における、資源・ごみ処理手数料は表 2-4-2 のとおりです。他市の手数料と概ね同等の水準となっています。

表 2-4-2 1リットルあたりの手数料

	1リットルあたりの手数料		
	燃やすごみ	燃やさないごみ	プラスチック製容器包装
八王子市	1.875 円	1.875 円	-
立川市	2.0 円	2.0 円	-
武藏野市	2.0 円	2.0 円	-
三鷹市	1.875 円	1.875 円	-
青梅市	1.5 円	1.2 円	0.75 円
府中市	2.0 円	2.0 円	1.0 円
昭島市	1.5 円	1.5 円	1.5 円
調布市	1.87 円	1.87 円	-
町田市	1.6 円	1.6 円	1.6 円 / 0.8 円 (地域による)
小金井市	2.0 円	2.0 円	2.0 円
小平市	2.0 円	2.0 円	1.0 円
日野市	2.0 円	2.0 円	2.0 円
東村山市	1.8 円	1.8 円	0.75 円
国分寺市	2.0 円	2.0 円	-
国立市	2.0 円	2.0 円	1.0 円
福生市	1.5 円	1.5 円	-
狛江市	2.0 円	2.0 円	2.0 円
東大和市	2.0 円	2.0 円	2.0 円
清瀬市	2.0 円	2.0 円	1.0 円
東久留米市	2.0 円	2.0 円	1.0 円
武藏村山市	2.0 円	2.0 円	1.0 円
多摩市	1.5 円	1.5 円	0.5 円
稻城市	2.0 円	2.0 円	2.0 円
羽村市	1.5 円	1.5 円	-
あきる野市	1.5 円	1.5 円	1.5 円
西東京市	1.5 円	1.5 円	0.5 円
(平均)	1.828 円	1.816 円	1.265 円

#### ④戸別収集について

実施前の市民アンケート調査によると、戸別収集に対する賛否については、『賛成である』(24.5%)と『反対である』(24.3%)がほぼ同数で、『どちらともいえない』が46.9%でした。

実施後の市民アンケート調査によると、戸別収集実施後の変化については、『以前に比べて、ごみ出しが楽になった』(49.8%)、『個人でごみ出しするようになり、意識が高まった』(33.6%)、『道路上のごみがなくなり街がきれいになった』(26.0%)、『カラス等の被害が減った』(25.7%)など、戸別収集を評価する意見が多く、戸別収集は好意的に受け取られています。

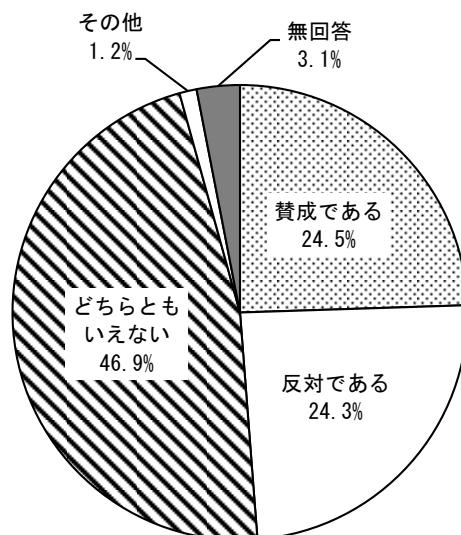


図 2-4-6 実施前の市民アンケート調査による、戸別収集の賛否

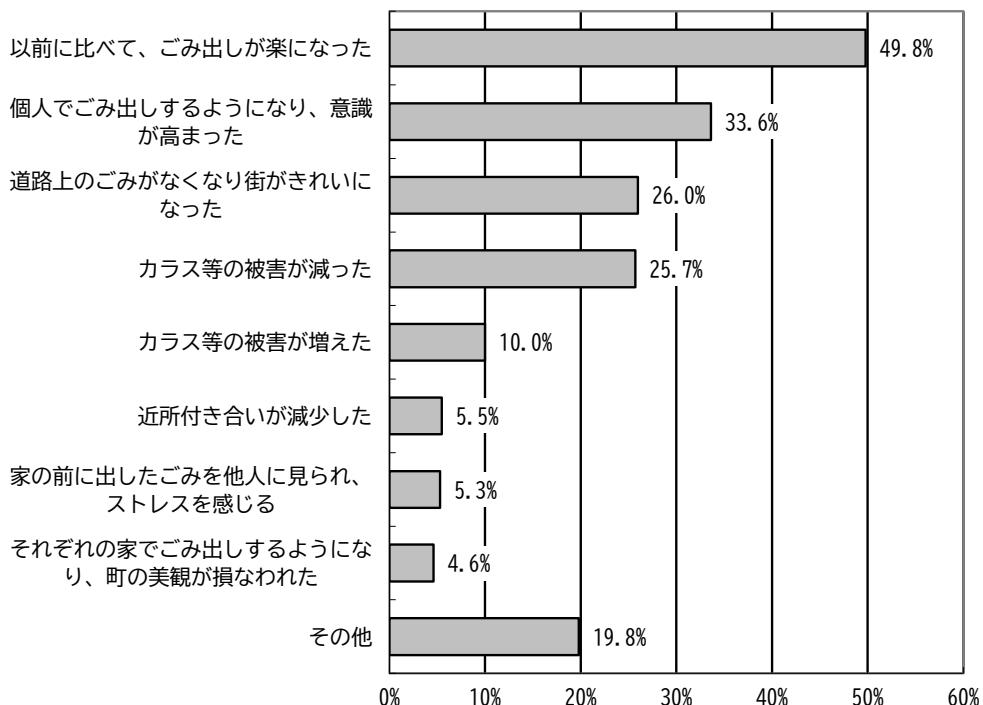


図 2-4-7 実施後の市民アンケート調査による戸別収集実施後の変化

## ⑤家庭ごみ有料化・戸別収集に対する検証

平成 31(2019)年 4 月より導入した家庭ごみ有料化の実施により、令和元(2019)年度のごみ量は大幅に減少する結果となりました。その後新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、令和 2 (2020) 年度のごみ量は増加したものの、令和 3 (2021) 年度には再び減少傾向に転じています。

平成 19 年 (2007) 6 月に策定されました「一般廃棄物処理有料化の手引き」において、手数料の料金水準については、「リデュースやリサイクルの推進への効果」「住民の受容性」「周辺市町村における料金水準」の 3 点を考慮するとされております。

市民アンケート結果では、有料化について、「ごみの減量効果があったので、理解できる」が 64.7% となっており、それぞれの家庭でもごみの減量が図られたことが伺えます。また、「減量以外の理由で、理解できる」が 7.0% となっています。指定収集袋購入については、「負担に感じていない」と「許容できる」と回答した市民が 78.3%、「負担に感じている」と回答した市民が 28.3% という結果となり、市民の受容は高くなっています。手数料額についても、概ね他市の水準と同等となっています。

また、戸別収集については、市民アンケート結果において、「以前に比べて、ごみ出しが楽になった」が 49.8% となったほか、好意的な意見が多く得られました。

## 5 今後の課題

今後的小平市における廃棄物減量と処理に係る課題として、以下のものがあげられます。

### (1) 発生抑制・再使用（リデュース・リユース）の推進

循環型社会を形成するためには、3Rを推進していく必要がありますが、3Rの中でも特に重要なのは発生抑制・再使用（リデュース・リユース）です。

発生抑制・再使用を推進する主体は市民や事業者であり、市は、市民や事業者が発生抑制・再使用に取り組みやすい環境を整備し、情報を提供する必要があります。市民や事業者の現状を把握し、定期的に見直しを行い、多様化する市民生活や事業活動に即した普及啓発を行うことが重要です。

市民アンケートによると、「実践している発生抑制の取組」については、『詰め替え商品を買う』(85.1%)、『マイバッグ・マイボトルを使用する』(82.5%)、『食べ残しはなるべく出さない』(65.2%)などが多くなっています。『特に実践していることはない』は1.2%と少なく、ほとんどの人が発生抑制に取組んでいます。循環型社会の実現に向けて発生抑制は最も重要であることから、今後も、発生抑制に関する普及啓発を継続します。

「実践している再使用の取組」については、『リサイクルショップを利用する』(35.4%)、『古本店を利用する』(30.9%)、『不用品を知り合いと譲り合う』(22.2%)などが多くなっています。『特に実践していることはない』が25.0%で、「実践している発生抑制の取組」と比較すると実施度合いが低く、「再使用の取組」についての普及啓発が必要です。

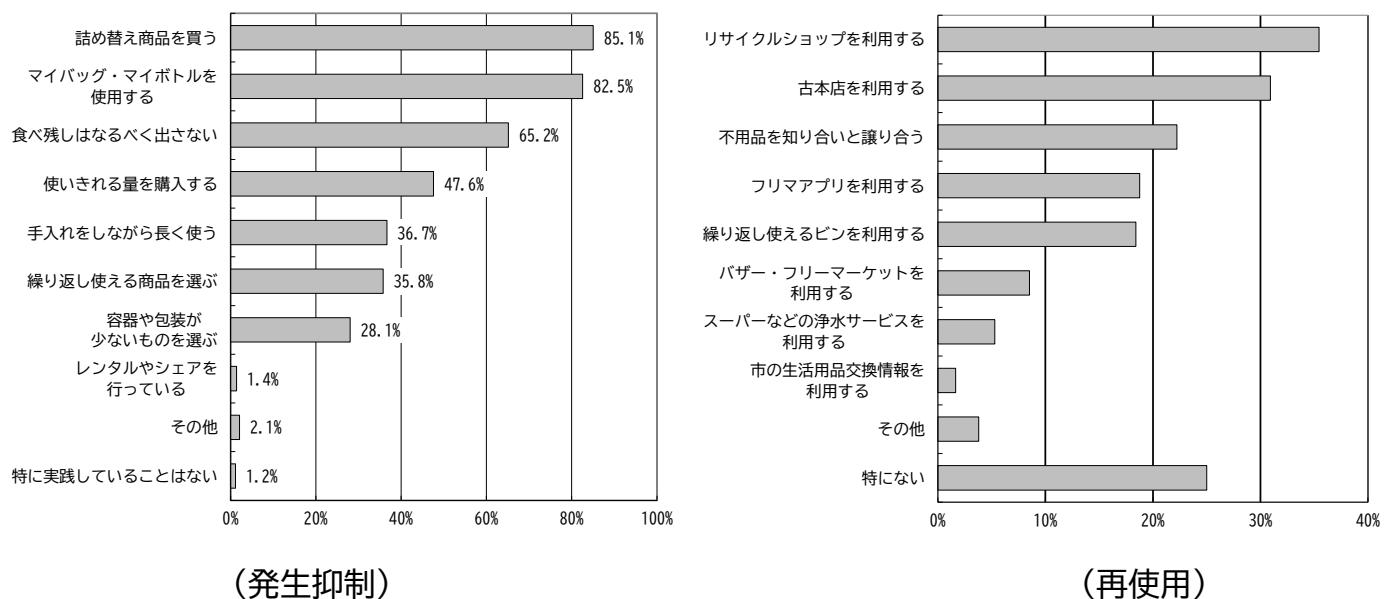


図2-5-1 市民アンケート調査による実践している取組

## (2) 生ごみの減量（食物資源の資源化推進）

市民アンケートによると、食物資源循環事業の周知度合いについては、『知らなかった』(75.2%)、『知っている』(23.3%)で、『知らなかった』が大きく上回っています。参加希望度合いについては、『参加したい』(33.3%)で、参加者を増やす余地があると考えられます。食物資源循環事業については、さらなる普及啓発が必要となります。

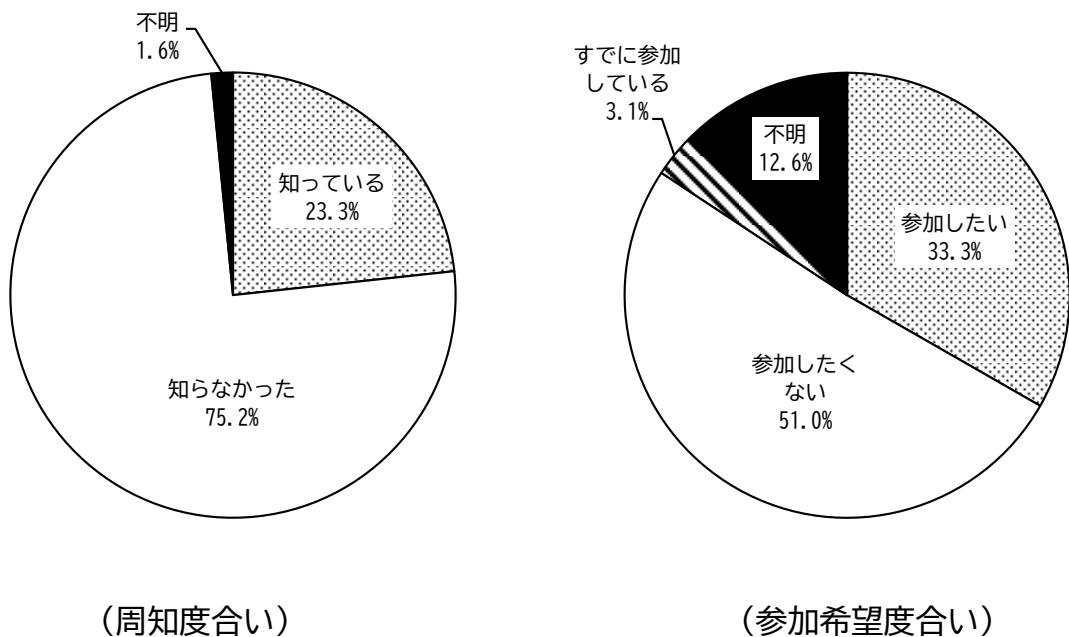


図 2-5-2 市民アンケート調査による食物資源循環事業の周知度合いと参加希望度合い

## 食物資源循環事業とは？

家庭から出される生ごみを週1回決められた場所に出します。回収された生ごみは、堆肥化工場に運ばれ堆肥になります。生ごみが資源となるため、燃やすごみの減量につながります。

### ■堆肥ができるまで

市内で回収された生ごみ（食物資源）は、堆肥化工場に運ばれます。専用の処理機を使って、3週間ほどで茶色の土のような堆肥のもとになります。これに剪定枝のチップを混ぜて2週間ほど発酵させ、さらに、3ヶ月ほど熟成させると堆肥が完成します。その後、様々な場所で活用されます。

### ●食物資源循環の流れ●



### (3) 食品ロスの削減の推進

市民アンケートによると、食品ロスを出さないために行っていることについては、『特に何もしていない』が2.7%と少なく、多くの市民が何らかの対応を行っています。しかし、食品（食材）を捨てたことについては、『まったくなかった』が18.5%で、約8割の市民が食品（食材）を捨てています。

ごみ組成分析調査によると、燃やすごみの10.9%は食品ロスで、7.7%はまだ食べられるのに捨てられてしまった直接廃棄、3.2%は食卓に出したのに捨てられてしまった食べ残しです。食品ロスの削減の推進が課題となっています。

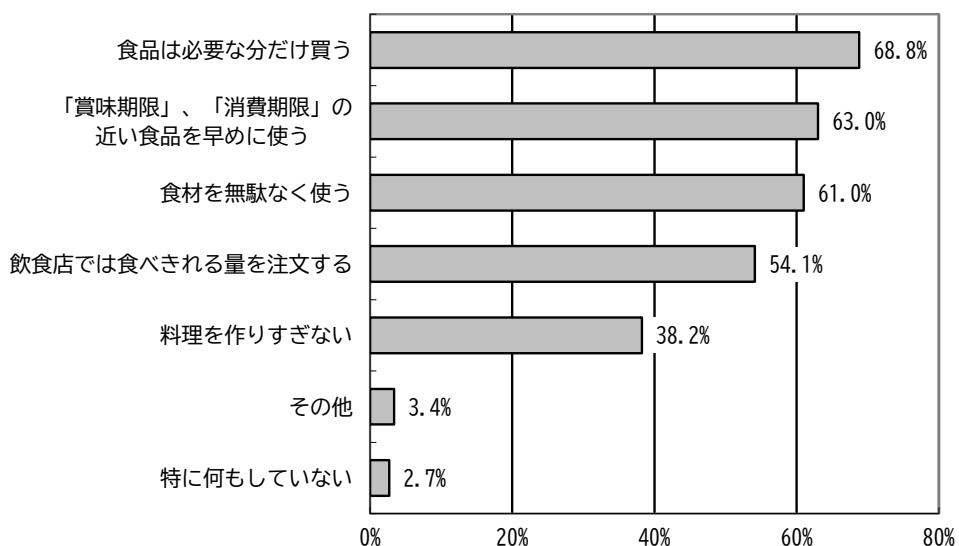


図2-5-3 市民アンケート調査による食品ロスを出さないために行っていること

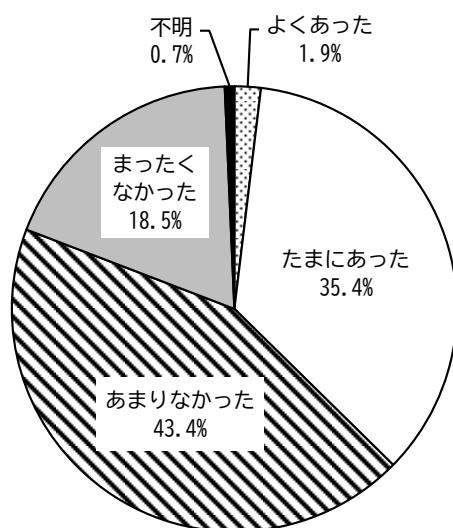


図2-5-4 市民アンケート調査による食品（食材）を直近1ヶ月間で捨てたこと

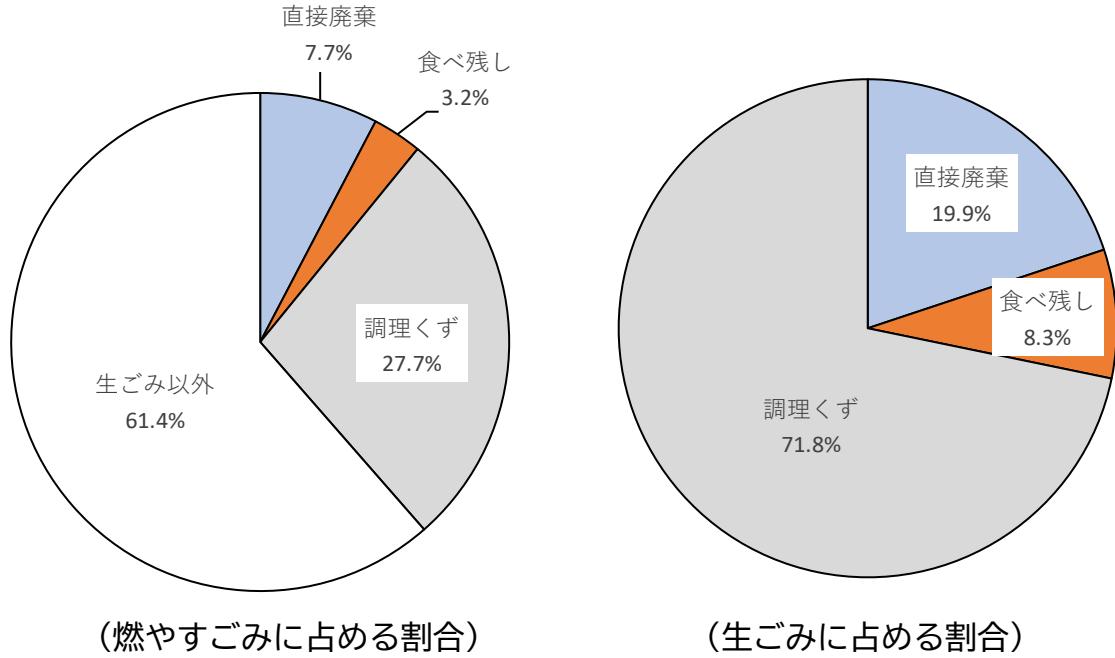


図 2-5-5 ごみ組成分析調査による食品ロスの割合



写真 2-5-1 ごみ組成分析調査でごみとして捨てられていた食品・食材（食品ロス）

#### (4) プラスチック製容器包装の資源化推進

市民アンケートによると、プラスチック製容器包装の分別の実施については、約9割の市民が実施していますが、不明なものや手間がかかるものについては燃やすごみとして出している市民も1割程度います。ごみ組成分析調査によると、燃やすごみの8.4%はプラスチック製容器包装が混入しています。また、プラスチック製容器包装(分別区分)には、可燃物が12.7%、不燃物が5.2%混入しています。分別の徹底のためには、分別方法のさらなる普及啓発が必要となります。

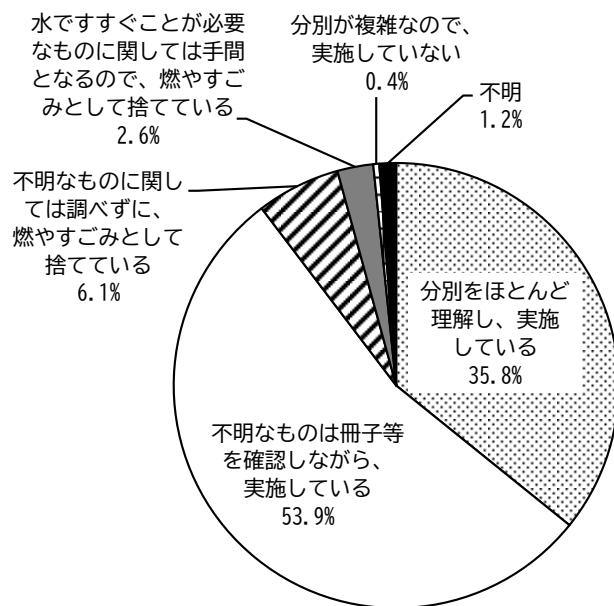


図 2-5-6 市民アンケート調査によるプラスチック製容器包装の分別の実施

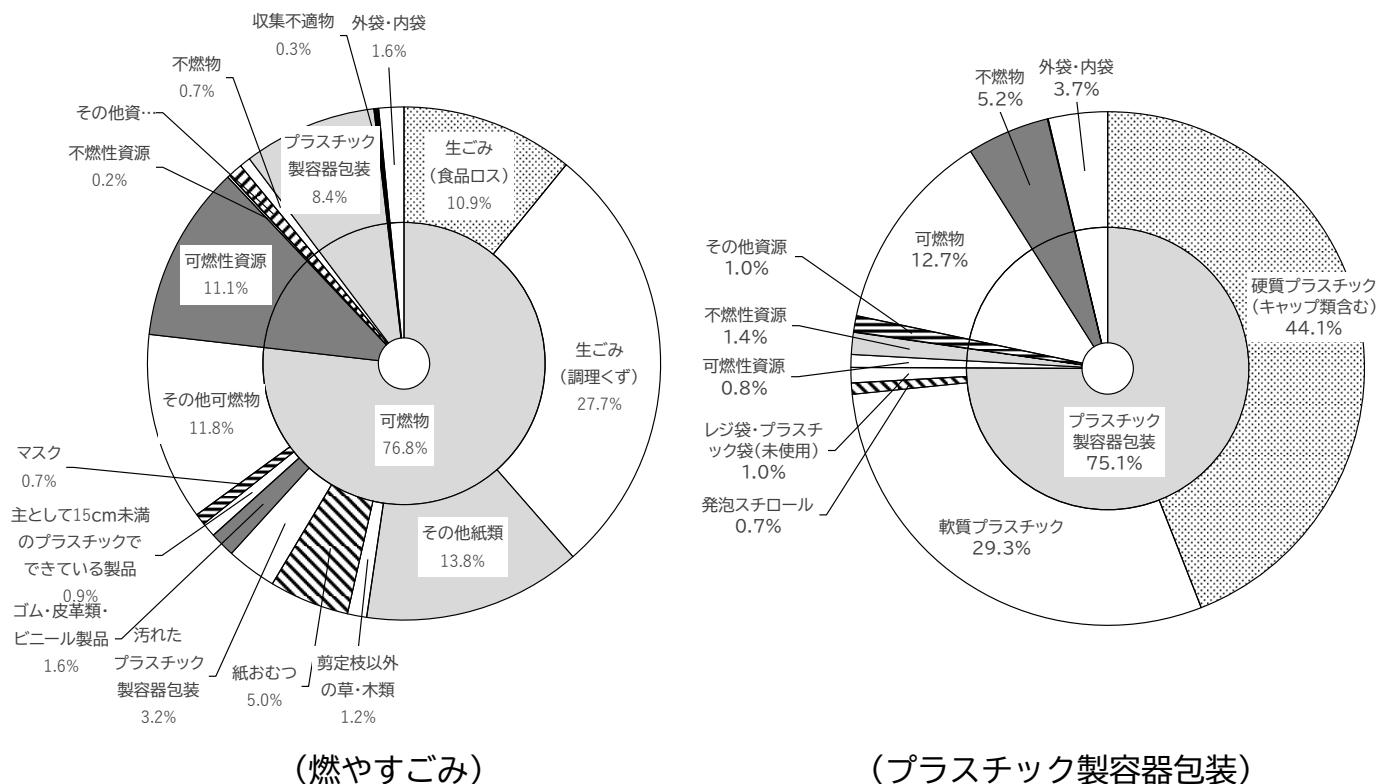


図 2-5-7 ゴミ組成分析調査結果

## (5) 小型充電式電池への対応

携帯電話やモバイルバッテリーなどに使用される小型充電式電池は、破損や変形により発熱・発火する危険性が高く、小型充電式電池が原因と考えられる発火事故が、ごみ収集車やリサイクル工場で発生しています。小型充電式電池については、リサイクル協力店や市の回収ボックスで回収し、見分け方や排出時の安全処置については、「資源とごみの出し方」に記載しています。今後も、小型充電式電池を使用する製品が増加することが予想されるため、正しい排出方法や回収場所についての周知徹底が必要です。

## (6) 家庭ごみ有料化・戸別収集の理解

### ① 家庭ごみ有料化

市民アンケートによると、家庭ごみの有料化については、『ごみの減量効果があったので、理解できる』が 64.7%、『減量以外の理由で、理解できる』が 7.0% で、約 7 割の市民が理解を示しています。一方で、指定収集袋の購入については、『負担に感じていない』または『あまり負担に感じていない』が 36.4%、『多少負担に感じるが、ごみの減量や分別の徹底に効果が出ているため許容できる』が 31.9% であるものの、『負担と感じている』または『少し負担に感じている』が 28.3% となっており、手数料に見合った効果を市民が実感できる施策が必要です。

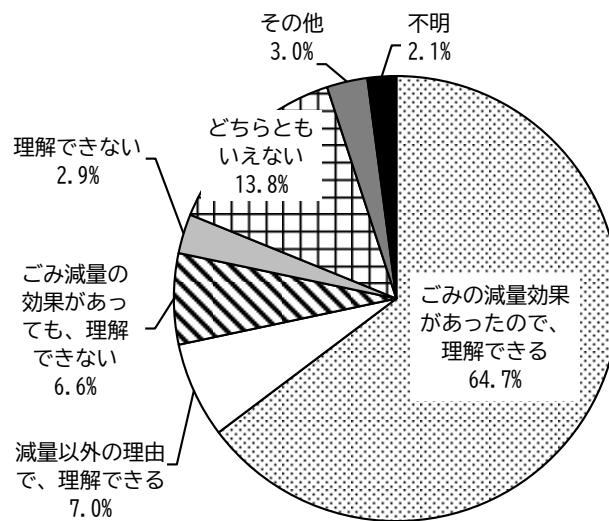


図 2-5-8 市民アンケート調査による家庭ごみの有料化への理解

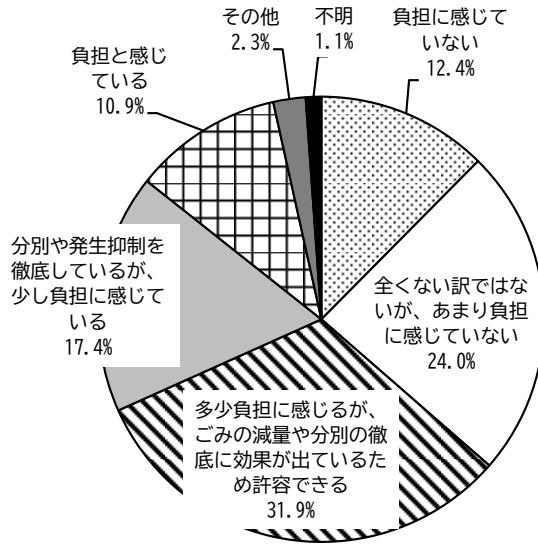


図 2-5-9 市民アンケート調査による指定収集袋購入の負担感

## ② 戸別収集実施後の変化

市民アンケートによると、戸別収集実施後の変化については、『以前に比べて、ごみ出しが楽になった』が 49.8%、『個人でごみ出しするようになり、意識が高まった』が 33.6%、『道路上のごみがなくなり街がきれいになった』が 26.0%などの肯定的な意見が多いですが、一方で、『カラス等の被害が増えた』などの否定的な意見も見られることから、ごみの出し方の普及啓発などによる、カラス等による被害を防ぐ工夫の浸透を図る必要があります。

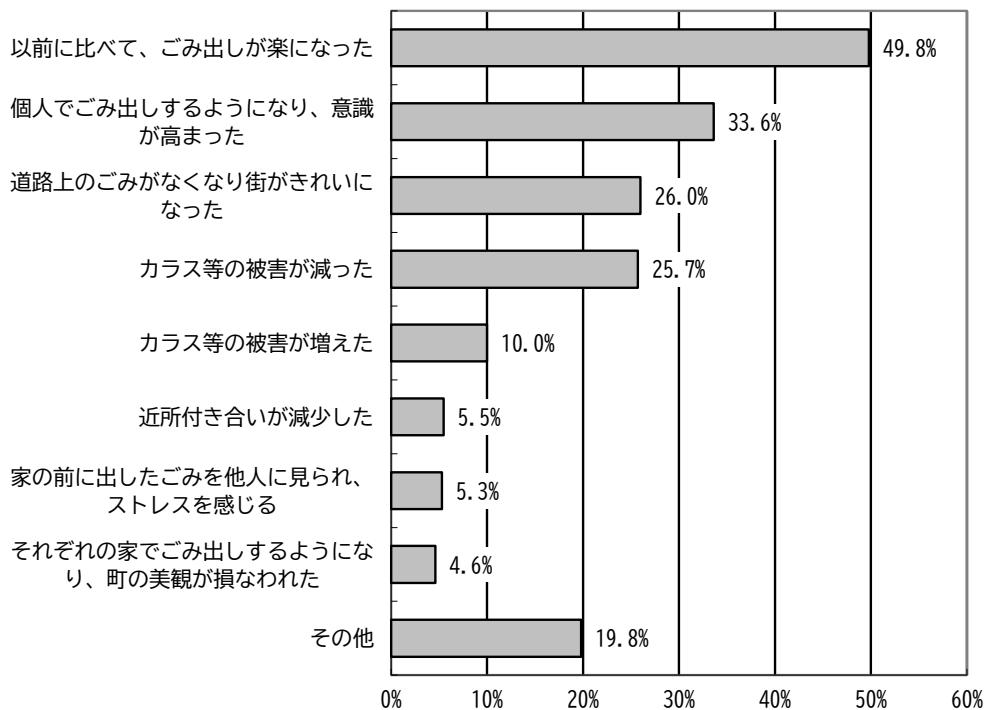


図 2-5-10 市民アンケート調査による戸別収集実施後の変化

## 第3章 計画理念・目標

### 1 基本理念

こつこつ小平 『もったいない』が 根づくまち（循環型社会の形成）

私たちが、将来にわたって末永く、快適に、この小平市で暮らしていくため、「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会」から「循環型社会」への変革に向けて、今後、3Rの推進や廃棄物の適正処理に係る様々な施策を展開していきます。

一方、循環型社会に向けた行動の根幹には、私たちの意識改革も重要です。そのキーワードが「もったいない」です。「もったいない」という言葉には、Reduce、Reuse、Recycleの3Rを表すだけでなく、かけがえのない地球資源に対するRespect(尊敬の念)も込められています。

$$(3R + Respect = 「もったいない」)$$

こうした意味での「もったいない」が私たちの意識に根付くことが、循環型社会への真の変革に向けた、息の長い行動のための『カギ』であると考えます。

前計画の基本理念である『こつこつ小平「もったいない」が根づくまち』については、徐々に認知度が上がり根付きつつあること、また、市民の取り組むべき姿勢を誰もがわかりやすく的確に表しており、循環型社会の実現に向けた取組及び新たに取り組む食品ロス削減の主旨にも合致することから、本計画においても、引き続きこれを基本理念の標語として掲げます。

### 2 基本方針

#### 基本方針1 循環型社会の実現に向けた協働の推進

市民、事業者、そして小平市が、それぞれできることに「こつこつ」と取り組むことで、循環型社会を実現していきます。そのためには、各主体が、循環型社会について理解すること、そして理解したことを行動に移すことが必要です。

小平市は、市民、事業者が循環型社会を理解し、行動するためのわかりやすい情報を提供するとともに、市民、事業者との情報交換を通じて、市民、事業者、市が協働して施策を推進していきます。

## 基本方針2 発生抑制・再使用の推進

発生抑制（Reduce リデュース）とは、資源物とごみを合わせた総量の抑制、つまり廃棄物の発生そのものを抑制することです。例えば、事業者はなるべく長く使える物を生産、販売し、市民もこのような物を積極的に選択し、容易に廃棄物となる物を生活に持ち込まないなど、社会のあり方の変革を促し、廃棄物の発生を抑制することです。

再使用（Reuse リユース）とは、不要になったものを、他の市民や事業者への譲渡、交換により、他の目的で再度利用することです。

小平市においては、循環型社会の形成のための方策として発生抑制を、第二の方策として再使用を位置付け、それぞれの取組を推進します。

## 基本方針3 再生利用の推進

不用となり、再使用することが難しい物については、そのままごみとして処分するのではなく、原材料等として再生し、利用されることが、天然資源の消費の抑制につながることから、再生利用（Recycle リサイクル）の推進は依然として重要です。

循環型社会の形成のための方策として、再生利用を推進します。

## 基本方針4 適正処理の維持・向上

循環型社会の形成のためには、物を廃棄物にしないことが優先されますが、いったん廃棄物として発生したものについては適正に処理しなければなりません。

市民の生活と事業者の活動にとって必要不可欠である安全かつ安定した廃棄物処理の体制を維持するとともに、環境への配慮を優先しつつ、質の高い廃棄物処理を目指します。

### 3 数値目標と指標

前計画では、「排出物原単位」、「処理ごみ量原単位」を、数値目標（目標値を設定する指標）とし、「収集ごみ量原単位」、「持込ごみ量」、「収集時リサイクル率」、「最終処分量」、「温室効果ガス排出量」の5つを、毎年度モニター指標（目標値を設定しないが毎年モニターする指標）としています。また、計画見直し時のモニター指標として、「資源物混入率」、「市民満足度」を設定しています。

本計画も、引き続き、これらの指標による進捗管理を行います。

なお、以下の数式に使用する記号は次のとおりです。

- A 「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」 収集量
- B 「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」 持込量
- C 資源物収集量及び持込量
- D 市が関与する拠点回収量
- E 集団回収量

#### (1) 数値目標（目標値を設定する指標）

##### ① 排出物原単位（市民一人1日当たり資源物・ごみ総量）

この数値は、市が処理に関与する廃棄物の総量を市民一人1日当たりの量に換算したもので、発生抑制や民間ルートでの再利用（資源物の販売店回収や、リサイクルショップの利用等）の結果として減少します。

本計画の優先課題は、資源物・ごみとともに発生抑制を図ることであるため、この数値を数値目標として位置づけます。

$$\text{排出物原単位(g/人日)} = (A + B + C + D + E) \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$$

##### ② 処理ごみ量原単位（市民一人1日当たりごみ量）

この数値は、家庭や事業所から排出されるごみ量の合計を市民一人1日当たりの量に換算したもので、3Rの推進により減少します。ごみの発生抑制とともに資源化品目の拡大と分別の徹底の効果を計る指標となるため、数値目標として位置付けます。

$$\text{処理ごみ量原単位(g/人日)} = (A + B) \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$$

## (2) 毎年度モニター指標（目標値を設定しないが毎年モニターする指標）

### ① 収集ごみ量原単位

収集量には、家庭ごみと合わせて収集する少量排出事業者のごみが含まれているものの、主に家庭ごみの量であることから、家庭ごみの減量動向を見る指標とします。

$$\text{収集ごみ量原単位(g/人日)} = A \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$$

### ② 持込ごみ量

持込ごみ量は、主に事業所から排出され、収集運搬許可業者を通じて小平・村山・大和衛生組合に持ち込まれる量であることから、事業系ごみの減量動向を見る指標とします。

$$\text{持込ごみ量(t/年)} = B$$

### ③ 収集時リサイクル率

この数値は、市で行う資源化量（分別収集量及び集団回収量）が増加することにより上昇するため、資源化の推進や資源物の分別徹底の度合いを測る指標となります。ただし、資源物の発生抑制や民間ルートでの再利用が進展すると、この指標は下降します。このため、この指標の上昇が、必ずしも3Rの推進を計るものではないことから、参考指標としての位置づけとします。

$$\text{収集時リサイクル率( \% )} = ( C + D + E ) \div ( A + B + C + D + E ) \times 100$$

### ④ 最終処分量

最終処分場に搬入される焼却灰などの量で、3Rの推進や中間処理の能力向上などにより減少する指標です。

$$\text{最終処分量 (t/年)} = \text{東京たま広域資源循環組合への搬入量 (t/年)}$$

## ⑤ 温室効果ガス排出量

廃棄物の処理によって生じる環境負荷を、温室効果ガス排出量によって把握します。

市民一人1日当たり温室効果ガス排出量(kg/人・日)

$$= \text{温室効果ガス排出量} [\text{kg-CO}_2/\text{年}] \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$$

### (3) 計画見直し時モニター指標

#### ① 資源物混入率（ごみ組成分析調査による）

ごみに混入して排出される資源物の量を導き出し、分別の度合いを把握する指標とします。本計画の見直し（改定）の際にごみ組成分析調査を実施し、資源物の混入量を算出します。

#### ② 市民満足度（市民アンケート調査による）

計画の見直し（改定）に当たっては、以後の廃棄物の減量等の施策に対する市民の考え方などを調査するほか、その時点での廃棄物行政に対する満足度を調査し、計画見直しの参考とします。

本計画の見直しの際にアンケート調査を実施し、「ごみの収集」、「ごみの減量や処理の情報公開・提供」、「ごみの減量や処理の小平市の取り組み」、「住んでいる地域の清潔さ」について、5点満点で評価します。

## 4 前計画の数値目標の達成状況とモニター指標

### (1) 数値目標（目標値を設定する指標）

前計画の令和4(2022)年度の数値目標は、排出物原単位が640.0g/人日、処理ごみ量原単位が480.0g/人日です。

小平市では令和元(2019)年度から、家庭ごみ有料化と戸別収集を導入しました。その結果、令和元(2019)年度の排出物原単位、処理ごみ量原単位は平成30(2018)年度に比べて大幅に減少し、処理ごみ量原単位は令和4(2022)年度の数値目標を達成しています。

しかし、令和2(2020)年度には、排出物原単位、処理ごみ量原単位とともに、増加しています。これは、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴うテレワークの実施等、新しい生活様式の定着により資源量、ごみ量が増加したことなどが原因と考えられます。令和3(2021)年度には、令和2(2020)年度に比べて減少しましたが、今後もテレワークの定着等による排出構造の変化が一定の割合で定着すると考えられます。

表3-4-1 前計画の数値目標の達成状況

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	前計画目標値 令和4年度
数値目標	排出物原単位(g/人日)	731.8	722.1	754.3	653.8	689.0	674.2	640.0
	処理ごみ量原単位(g/人日)	560.2	553.3	574.6	470.8	494.3	487.2	480.0
毎年度 モニター 指標	収集ごみ量原単位(g/人日)	498.8	492.1	510.3	411.4	439.4	429.5	
	持込ごみ量(t/年)	4,258	4,269	4,542	4,239	3,905	4,107	
	収集時リサイクル率(%)	23.4	23.4	23.8	28.0	28.3	27.7	
	最終処分量(t/年)	4,573	4,542	4,736	3,927	3,396	3,371	
	温室効果ガス排出量(kg/人日)	0.28	0.28	0.27	0.28	0.23	0.23	

### (2) 毎年度モニター指標

毎年度モニター指標に関しても、令和元(2019)年度は平成30(2018)年度に比べて、すべての指標で減少しましたが、令和2(2020)年度は持込ごみ量以外の指標が増加しています。これは、排出物原単位、処理ごみ量原単位と同様に、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴うテレワーク等、新しい生活様式の定着により資源量、ごみ量が増加したことなどが影響していると考えられます。令和3(2021)年度以降についても新しい生活様式の定着に伴う排出構造の変化が一定の割合で定着すると考えられます。

### (3) 計画見直し時モニター指標

#### ① 資源物混入率（ごみ組成分析調査による）

##### ● 燃やすごみ

燃やすごみには、分別が不適正なものが 21.6% 含まれており、11.1% は可燃性資源、8.4% はプラスチック製容器包装です。可燃性資源の内訳は、雑紙が 6.2%、古布（古着）・ふとんが 3.0% などです。プラスチック製容器包装の内訳は、軟質プラスチックが 6.3%、硬質プラスチック（キャップ類含む）が 2.0% などです。プラスチック製容器包装は半分の価格で排出できることなどを普及啓発し、適正な分別を促進する取組が必要です。

表 3-4-2 燃やすごみの資源物等の混入率

可燃性資源	11.1%	新聞紙・折込広告	0.4%
不燃性資源	0.2%	雑誌・書籍	0.5%
有害性資源	0.0%	段ボール	0.4%
その他資源	0.9%	雑紙	6.2%
不燃物	0.7%	シュレッダー紙	0.0%
プラスチック製容器包装	8.4%	古布（古着）・ふとん	3.0%
収集不適物	0.3%	ぬいぐるみ等	0.7%
合計	21.6%	硬質プラスチック（キャップ類含む）	2.0%
		軟質プラスチック	6.3%
		発泡スチロール	0.0%
		レジ袋・プラスチック袋（未使用）	0.1%

燃やすごみの中には、本来は食べることができたはずの食品が廃棄された「食品ロス」が含まれており、直接廃棄が 7.7%、食べ残しが 3.2%、合わせて 10.9% が食品ロスです。食品ロスについては、国際的な目標となっていることから、食品ロスの写真等を活用した普及啓発など、削減に向けた取組について検討する必要があります。

表 3-4-3 燃やすごみの食品ロスの混入率

		燃やすごみに占める割合	生ごみに占める割合
生ごみ	食品ロス	直接廃棄	7.7%
		食べ残し	3.2%
		食品ロス小計	10.9%
	調理くず		27.7%
		生ごみ小計	38.6%
生ごみ以外			61.4%
合計		100.0%	

## ● 燃やさないごみ

燃やさないごみには、分別が不適正なものが 15.9% 含まれており、10.4% は可燃物です。可燃物の内訳は、主として 15cm 未満のプラスチックでできている製品が 5.2%、ゴム・皮革類・ビニール製品が 2.4%、汚れたプラスチック製容器包装とその他可燃物が 1.0% などです。主として 15cm 未満のプラスチックでできている製品やゴム・皮革類が可燃物であることを普及啓発する必要があります。

表 3-4-4 燃やさないごみの資源物等の混入率

可燃性資源	1.0%
不燃性資源	2.9%
有害性資源	0.4%
その他資源	0.0%
可燃物	10.4%
プラスチック製容器包装	1.1%
収集不適物	0.1%
合計	15.9%

生ごみ（直接廃棄）	0.3%
生ごみ（食べ残し）	0.0%
生ごみ（調理くず）	0.0%
その他紙類	0.0%
剪定枝以外の草・木類	0.6%
インクリボン・カートリッジ	0.0%
紙おむつ	0.0%
汚れたプラスチック製容器包装	1.0%
ゴム・皮革類・ビニール製品	2.4%
主として 15cm 未満のプラスチックでできている製品	5.2%
テープ類	0.0%
マスク	0.0%
その他可燃物	1.0%

## ● プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装には、分別が不適正なものが 21.2%含まれており、12.7%は可燃物、5.2%は不燃物です。細分類では、主として 15cm 未満のプラスチックでできている製品が 4.3%など、製品プラスチックは合計で 8.5%です。その他、汚れたプラスチック製容器包装が 3.4%、生ごみ（直接廃棄）が 3.2%などです。不適正な分別は、リサイクルを阻害する要因となることから、プラスチック製容器包装の適正排出について、普及啓発や収集時の点検の強化等の対応策を検討する必要があります。

表 3-4-5 プラスチック製容器包装の資源物等の混入率

可燃性資源	0.8%	生ごみ（直接廃棄）	3.2%
不燃性資源	1.4%	生ごみ（食べ残し）	0.0%
有害性資源	0.0%	生ごみ（調理くず）	0.0%
その他資源	1.0%	その他紙類	0.6%
可燃物	12.7%	剪定枝以外の草・木類	0.2%
不燃物	5.2%	インクリボン・カートリッジ	0.0%
収集不適物	0.0%	紙おむつ	0.0%
合計	21.2%	汚れたプラスチック製容器包装	3.4%
		ゴム・皮革類・ビニール製品	0.0%
		主として15cm未満のプラスチックでできている製品	4.3%
		テープ類	0.0%
		マスク	0.0%
		その他可燃物	1.0%
		主として15cm以上のプラスチックでできている製品	3.3%
		紙及び木材が含まれる製品プラスチック	0.0%
		金属が含まれる製品プラスチック	0.7%
		電気・電池を用いる製品プラスチック	0.2%
		ガラス類	0.1%
		金属類	0.6%
		陶磁器	0.1%
		小型家電製品（36品目）	0.2%
		その他不燃物	0.0%
		製品プラスチック合計	8.5%

## ② 市民満足度（市民アンケート調査による）

市民アンケート調査による市民満足度は、「ごみの収集（収集回数）」、「ごみの収集（分別方法）」、「住んでいる地域の清潔さ」については比較的高く、「ごみの減量や処理についての小平市からの情報公開・提供」、「ごみの減量や処理への小平市の取組」については「わからない」という回答が比較的高いという結果になっています。

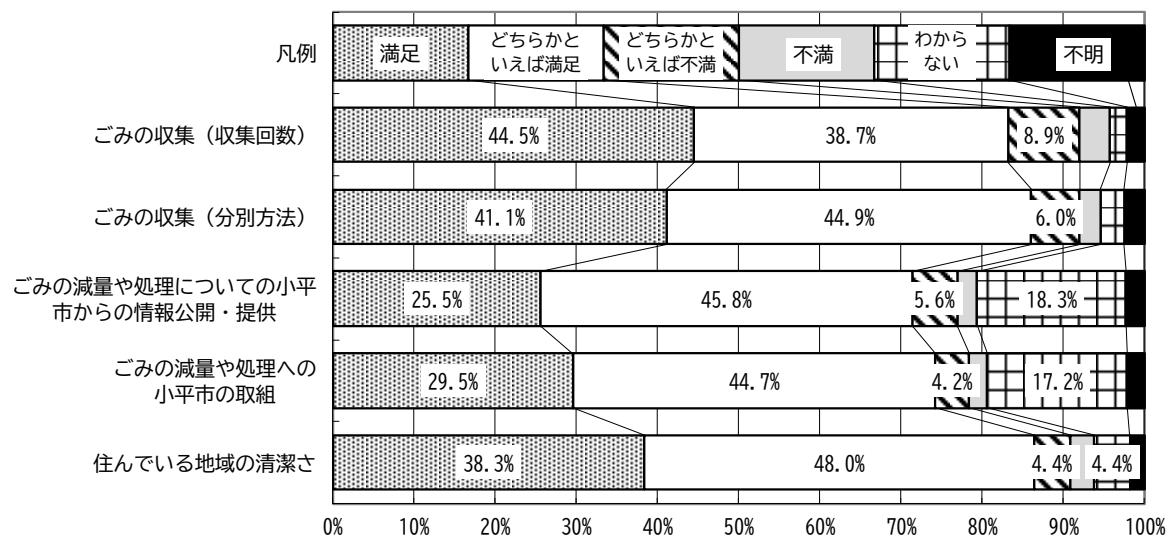


図 3-4-1 市民満足度

## 5 数値目標の設定

第5章に記載する施策を推進することで、本計画の目標値を次のように設定します。（資料編第5章参照）

### ① 排出物原単位（市民一人1日当たり資源物・ごみ総量）

令和14(2032)年度の数値目標は、令和3(2021)年度比で概ね6%減の636g/人日とします。

### ② 処理ごみ量原単位（市民一人1日当たりごみ量）

令和14(2032)年度の数値目標は、令和3(2021)年度比で概ね9%減の441g/人日とします。

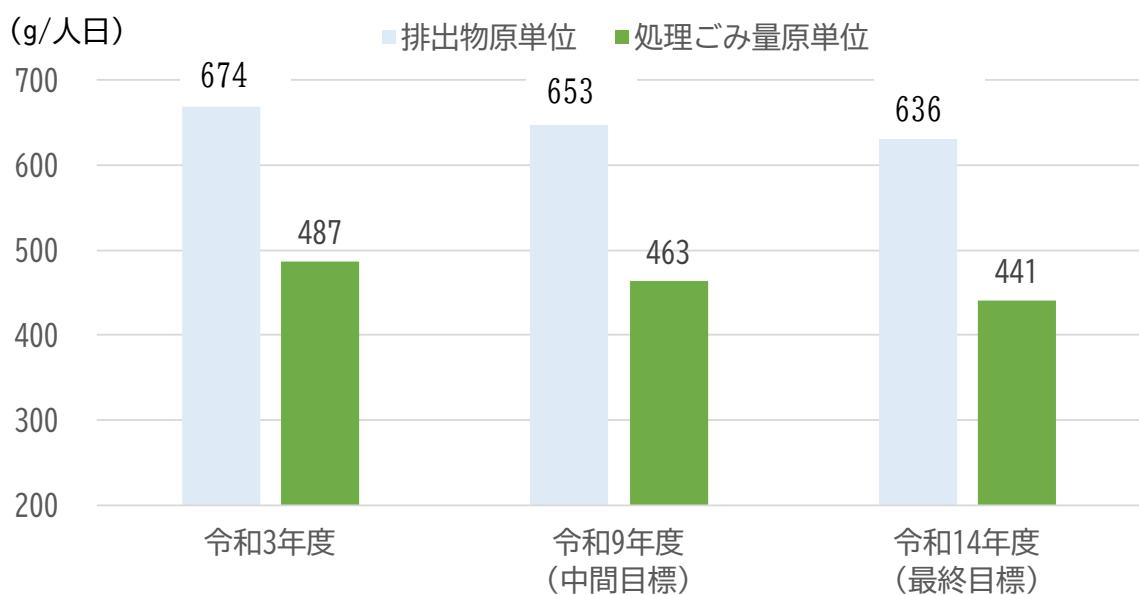


図3-5-1 本計画の中間目標及び最終目標

## 第4章 市民・事業者・市の行動

### 1 三者それぞれの役割

循環型社会を築くためには、市民は排出者として、物が廃棄物となる前の段階からの取組が求められます。

事業者は排出者としての取組のほかに、物の製造、加工、販売等を行う者として、2つの立場からの取組が求められます。

市は、市内的一般廃棄物の減量及び処理に関する責任主体として、こうした取組が進められるよう、仕組みづくりや働きかけ、支援を行います。そのために実施する施策は、第5章に記します。

### 2 市民の行動指針

#### (1) 3Rの推進

##### ① Reduce リデュース

- 無駄なものは買わず必要なものだけを買うように心がける。
- 買物の際には、マイバッグなどを持参してレジ袋を受け取らない。また、過剰包装は断る。
- 商品を購入するときは、簡易包装商品・詰め替え商品を選択する。
- 製品などは、できるかぎり長期間使用する。
- 使える物は、最後まで使い切る。
- 使い捨て容器はなるべく使わないようにし、マイ箸やマイボトルを利用する。
- 食材は必要な分だけ購入し、調理を工夫して使い切る。
- 食べる分だけ調理したり、小分けにするなどして残さず食べる。
- 外食では食べ切れる量を注文する。食べ切れないときは、衛生上問題のない範囲で持ち帰って食べる。
- 生ごみは、水切りをして量を減らす。
- プラスチック製品の使用を止めたり、他の素材のものを使用する「脱プラスチック」を意識して、日常生活に取り入れて行動する。【新規】
- 壊れても廃棄せず、可能な限り修理して使用する。【新規】
- 電子書籍や図書館を利用する。【新規】

##### ② Reuse リユース

- リサイクルショップの利用など、不用品の再活用を図る。

- 不要になったものは必要な人に譲る。
- いらなくなつたものはリフォームして、別の用途に変えて使用する。【新規】
- バザー、フリーマーケット、フリマアプリ（フリーマーケットアプリ）等を利用する。【新規】

### ③ Recycle リサイクル

- 商品を購入するときは、再生品などの環境に配慮した商品を選択する。
- プラスチック容器やペットボトル、紙パックなどは、買ったお店の店頭回収を積極的に利用する。
- 集団回収などの市民の自主的な活動に参加、または協力する。
- ごみを出すときは、資源物を適切に分別する。
- 食物資源（生ごみ）処理機器やコンポストなどの利用のほか、食物資源循環事業への参加など、生ごみの堆肥化を進める。
- 商品を購入するときは、廃棄処分の方法を考える。【新規】

## （2）適正処理の推進

- ごみや資源物を出す際には、決められた分別区分や出す時間など、出し方のルールを守る。
- 集積所の清潔保持や街の美化に努める。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしない。
- 廃家電や粗大ごみなどの処分に、無許可の回収業者を利用しない。
- 生ごみなどをカラスなどに荒らされないように工夫して、ごみ出しする。  
【新規】
- 市では収集できないものは、販売店や適正な廃棄物処理業者に引き取りを依頼し、適切に廃棄する。【新規】

### 3 事業者の行動指針

排出者としての事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任で適正に処理するほか、3Rの推進や適正処理の確保に関する市の方策に協力することが求められます。

また、事業者は、拡大生産者責任（EPR）に基づいて、製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等を通じて3Rの推進につながる取組を積極的に行うことが必要です。

事業者の望ましい行動については、次のように考えます。

#### (1) 3Rの推進

##### ① 排出者として

- それぞれの業種や規模などに応じて、事業活動における3Rの推進に取り組む。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）にのっとり、食品ロスの削減や食品廃棄物の再生利用等に取り組む。
- 物品を購入するときは、再生品などの環境に配慮した物品を選択する。
- 物品などをなるべく長期間使用する。
- 廃棄物を排出するときは、再利用の可能な物の分別を行う。
- 事業用大規模建築物の所有者は、再利用計画書を作成する。
- 環境マネジメントシステムの導入や環境報告書を作成し、ごみを出さない事業活動に努める。【新規】
- 電子媒体の導入やLED・充電池などを取り入れ、環境に配慮した職場環境づくりに努める。【新規】
- 中古品やレンタルを利用する。【新規】
- 事業所間で物品を共有する。【新規】

##### ② 製造者、加工者、販売者等として

- 長期間使用可能な製品や再生利用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保などに努める。
- 再生資源などを利用するよう努める。
- 包装、容器等の適正化を図り、発生抑制に努める。
- 再使用が可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収を行う方策を講じる。
- 市民が商品の購入などをする際に、適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要としたり、返却したりするときには、その回収などに努める。

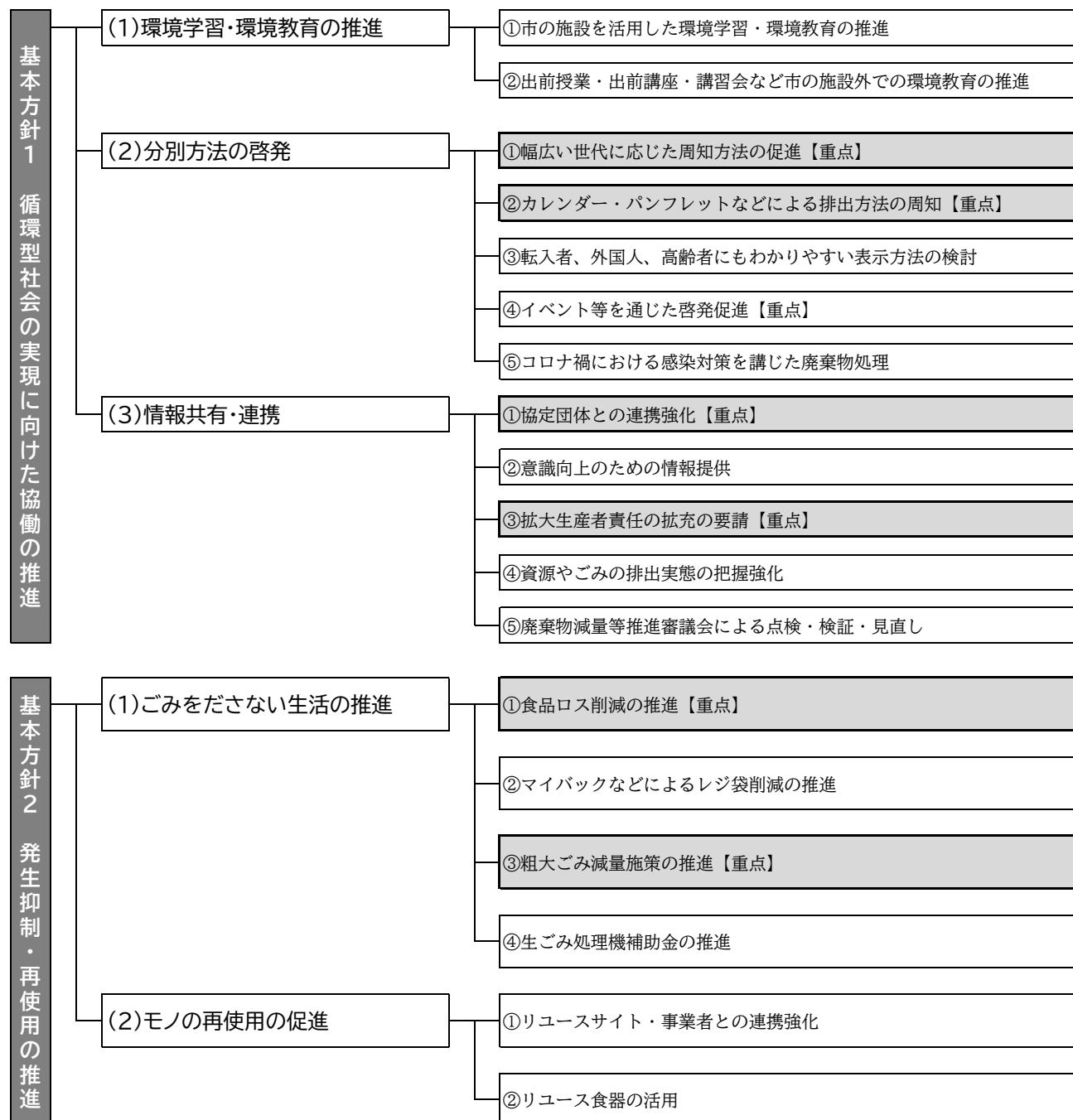
- 販売者は、店頭自主回収を積極的に行う。
- 飲食店は、小盛りメニューを用意するなど、食品ロスの削減に取り組む。
- 飲食店は、使い捨て容器・食器を使用しない。【新規】
- 量り売り商品を増やすなど、販売方法を工夫し、簡易包装に努める。【新規】
- 食品ロスを出さないように、計画的な仕入れに努める。【新規】

## (2) 適正処理の推進

- 廃棄物処理法等の関係法令を遵守する。
- 事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに、廃棄物の処理業者に適切に処理させる。
- 処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水などの処理を適正に行う。
- 事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者の選任、廃棄物の保管場所の設置などを行う。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしない。
- 事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約して適切に処理を行う。【新規】
- 少量（1日平均 10kg 未満）排出事業者が市の収集に排出する際には、市の指定収集袋を使用して、決められた分別区分や出す時間など、出し方のルールを守る。【新規】

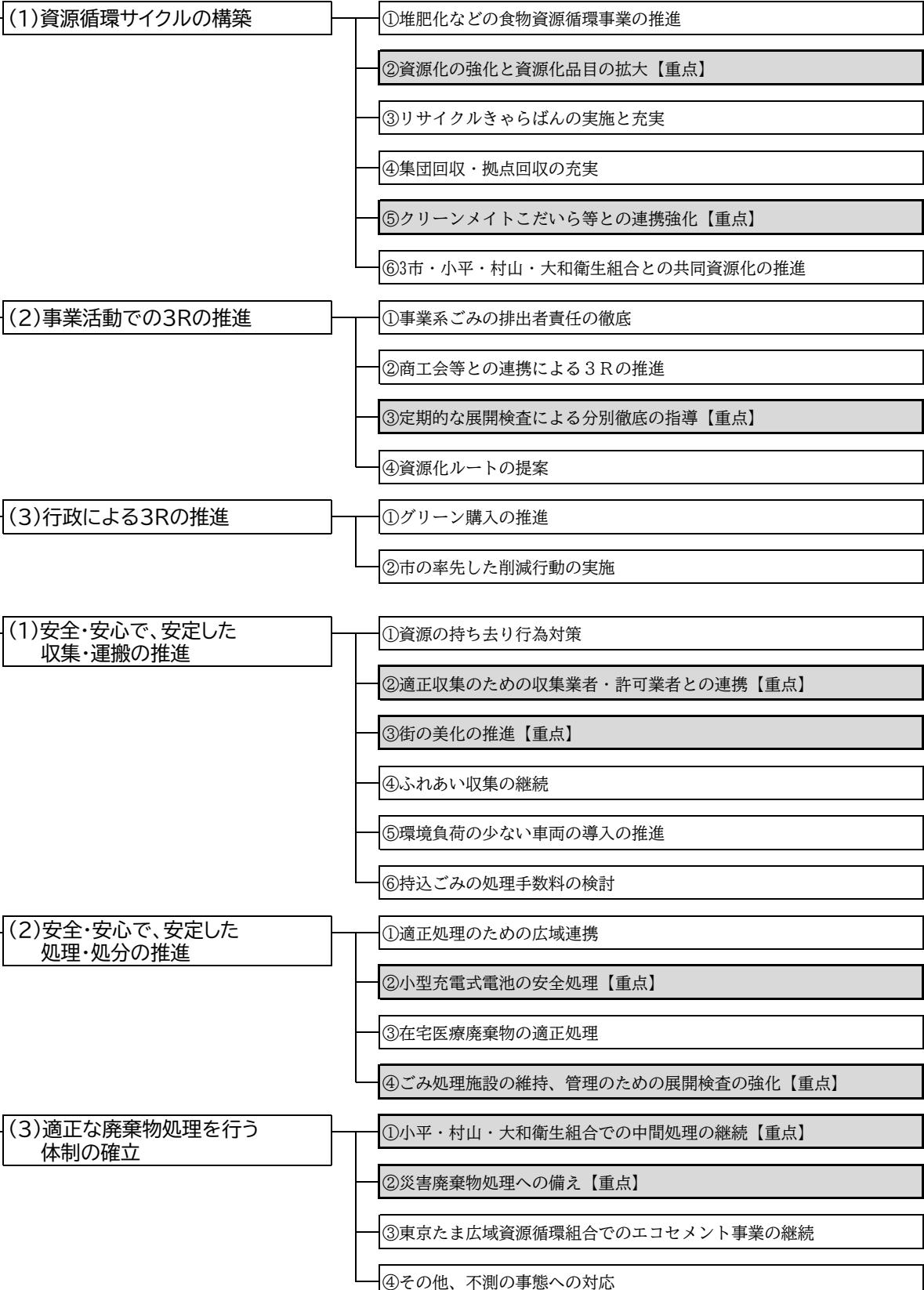
# 第5章 市が実施する施策

## 1 施策の体系



**基本方針3  
再生利用の推進**

**基本方針4  
適正処理の維持・向上**



## 2 基本方針1 循環型社会の実現に向けた協働の推進

### (1) 環境学習・環境教育の推進

#### ① 市の施設を活用した環境学習・環境教育の推進

平成31（2019）年4月に稼働した小平市リサイクルセンターは、各種見学施設やリプレコだいらを併設しています。同じく平成31（2019）年4月に稼働した、小平市、東大和市、武蔵村山市のペットボトルとプラスチック製容器包装の中間処理を行う「エコプラザスリーハーモニー」にも、見学施設が整備されています。

- 小平市リサイクルセンター・エコプラザスリーハーモニーなどの環境施設の見学を通じた環境教育の充実を図ります。
- 施設を常時開放することにより、市民や子どもたちの見学の機会の増加を図ります。
- 実際のリサイクル工程を見学できるバックヤードツアーの実施など、市民や子どもたちに興味を持つてもらえる施設見学を工夫して実施します。

#### ② 出前授業・出前講座・講習会など市の施設外での環境教育の推進

市では、職員が学校や公民館、イベント会場に出向いて、さまざまな環境教育を実施しています。

- 児童を対象とした出前授業を継続します。
- 環境に関するクイズや収集業者による実際の収集の様子の説明など、市民や子どもたちに興味を持つてもらえるような内容を工夫して実施します。
- より幅広い世代への環境教育の実施を検討します。

### (2) 分別方法の啓発

#### ① 幅広い世代に応じた周知方法の促進

若年層の市民が、資源・ごみの分別や3Rの情報を得やすいように、資源とごみの収集カレンダー、ごみの出し方、指定収集袋の販売店などを地図で検索できる「小平市ごみ分別アプリ」を作成しています。

- 「小平市ごみ分別アプリ」の機能の拡充を図ります。
- 公式フェイスブックや公式ツイッター等による情報発信を強化します。【重点】
- 汚れのついたプラスチック製容器包装をどのくらいきれいにすすれば分別収集に出せるかなど、動画による分別の説明を検討します。

## ② カレンダー・パンフレットなどによる排出方法の周知

市民アンケート調査によると、資源・ごみの分別を調べる方法は、一番目が冊子「資源とごみの出し方パンフレット・収集カレンダー」、二番目が冊子「分別をよりわかりやすく」で、紙媒体による方法が多くなっています。今後も、紙媒体による、よりわかりやすい情報提供に努めます。

- 冊子「分別をよりわかりやすく」の積極的な配布を推進します。【重点】
- 冊子を用いた効果的な周知方法と冊子の配布方法を検討します。

## ③ 転入者、外国人、高齢者にもわかりやすい表示方法の検討

資源とごみの分別を進めるためには、市民の誰もが理解しやすい表示方法が重要です。外国人向けの外国語版「資源とごみの出し方」パンフレットについては、英語版、中国語版（簡体字、繁体字）、ハングル語版を作成しています。転入者に対しては、転入手続き時に「資源とごみの出し方パンフレット」を配布しています。

- 外国語版「資源とごみの出し方パンフレット」については、他の言語による作成も検討します。
- 住民登録をせずに小平市に居住する学生に小平市の分別ルールを周知するため、不動産会社や大学との連携を検討します。
- パンフレット等に使用する活字は、高齢者や視覚障がい者に配慮した活字を使用します。
- 音訳・点訳版の「資源・ごみの出し方パンフレット」を充実します。

## ④ イベント等を通じた啓発促進

市民・事業者・市が一体となった環境のイベント「こだいら環境フェスティバル」では、各種展示や資源物のイベント回収、フリーマーケットなどを実施しています。令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず中止しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策をしたうえでの、イベントの開催について検討します。

- イベント会場での分別の実物展示や分別動画を上映します。【重点】

## ⑤ コロナ禍における感染対策を講じた廃棄物処理

ごみの排出や収集に際しては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた廃棄物処理を行う必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、市民に対して、袋はしっかり縛って封をする、ごみ袋の空気を抜いて出すなどの普及啓発を継続します。
- 委託業者に対しては、手洗いや手指の消毒などの基本的な感染対策の他に、出勤前の体温測定や休憩時間をずらすなど、クラスターを発生させないような対策について協力を要請します。

## (3) 情報共有・連携

### ① 協定団体との連携強化

3R推進のため、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、また株式会社ジモティーとの協定を締結しました。さらに、他の小売店にも拡大することを検討します。

- セブン-イレブンとのペットボトルの店頭回収や、てまえどりポップの掲示連携を拡大します。
- ジモティーを活用した不要となった物の再利用を促し、今後の施策強化を模索します。【重点】

### ② 意識向上のための情報提供

3Rを推進するためには、市民・事業者・市が情報を共有し、協働して取り組む必要があります。そのため、市は市民や事業者に対して次のような情報提供に取り組みます。

- 毎年の資源量やごみ量、一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成状況などを公表します。
- 多摩地域における小平市の順位などを公表します。
- 市民が排出した資源が、具体的にどのように再利用されているかを公表します。
- 家庭ごみ有料化による収入と使い道について公表します。

### ③ 拡大生産者責任の拡充の要請

循環型社会を実現するためには、そもそも、生産、販売段階でごみになるものを出さないことが重要です。事業者は、拡大生産者責任（E P R）に基づいて、製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等を通じて3 Rの推進につながる取組を積極的に行うことが必要です。

- 拡大生産者責任に基づいて製造事業者や販売事業者（スーパー、薬局など）との協働を推進します。
- 市内の事業者（小売店舗等）に対して、資源物の店頭自主回収をはじめ、レジ袋や過剰包装の削減、ばら売りや量り売りなど3 R推進に向けた取組の実施に向けた働きかけを行います。
- 3 R推進に向けた取組を行う事業者（小売店舗等）を認定する「エコショップこだいら（3 R推進協力店）」制度の拡充や市民へ広く広報する仕組を検討します。

#### 【重点】

### ④ 資源やごみの排出実態の把握強化

資源やごみに関する施策を立案する上で、資源やごみの排出実態を把握することが必要です。市では、重要施策の検討に際してはごみ組成分析調査を、一般廃棄物処理基本計画の改定時には市民アンケート調査を実施しています。引き続きこれらの調査を活用して、資源やごみの排出実態の把握に努めます。

- 資源やごみ質の多角的な検証を実施します。例えば、資源やごみ質は地域による特色もあることから、地域別での調査方法を研究します。

### ⑤ 廃棄物減量等推進審議会による点検・検証・見直し

廃棄物減量等推進審議会では、市民、事業者、学識経験者などの様々な視点から、ごみ減量・資源化に向けたあり方など小平市の施策について審議し、答申を行っています。

- 市の施策の方向性や重要事業の内容に関しては、廃棄物減量等推進審議会に審議などを求め、より良い施策のあり方などを検討します。
- 本計画の進捗状況等については、毎年の廃棄物減量等推進審議会に報告し、計画の改定時等には、計画のあり方や重要施策についての審議を求めます。

### 3 基本方針2 発生抑制・再使用の推進

#### (1) ごみをださない生活の推進

##### ① 食品ロス削減の推進

「第8章 食品ロス削減推進計画」参照。

- 食品ロス削減推進計画に基づいた施策を実行します。【重点】

##### ② マイバッグなどによる袋削減の推進

令和2(2020)年7月、プラスチック袋有料化が導入され、プラスチック袋を辞退する人が増えています。引き続き、プラスチック袋の削減を推進するための取組を推進します。

- ビン・カンなどの排出時にカゴ出しを実施することで、排出用のプラスチック袋を削減します。

##### ③ 粗大ごみ減量施策の推進

リプレコだいらでは、家庭から収集した粗大ごみや放置自転車のうち、再利用できる物について、小平市シルバー人材センターが修理し、展示・販売を行っています。また、木製家具や自転車の修理を行っています。引き続き、これらの事業を継続します。また、令和4(2022)年7月、ジモティーと協定を締結し、まだ使用可能な粗大ごみに関してはジモティーを活用して、リユースに誘導する取組を実施しています。

- ジモティーとの連携拡大について研究します。【重点】

##### ④ 生ごみ処理機器補助金の推進

ごみ減量を推進するためには、燃やすごみの中で最も多い割合を占める生ごみの減量が必要です。

- より多くの市民が活用できるよう、食物資源（生ごみ）処理機器の購入費補助制度を幅広く周知します。
- ダンボールコンポスト※の講習会や食物資源堆肥化講習会を実施します。
- ごみとして出す際の水切りの徹底を促し、ごみの減量を啓発します。

※ダンボールコンポストとは、ダンボールを利用した生ごみ処理容器です。生ごみを利用して堆肥を作ることができます。

## (2) モノの再使用の促進

### ① リユースサイト・事業者との連携強化

リユースについては、リサイクルショップやレンタルサービスの他に、インターネットで個人が物を売ったり買ったりできるフリマサイトの市場が拡大しています。また、自治体とリユース業者が連携して、粗大ごみのリユースを促進する事例もあります。

- リユースについて、民間事業者との連携のさらなる拡大を検討します。

### ② リユース食器の活用

ごみを出さないイベントを実現するために、市内で行われるイベント、行事等を実施する市民の団体、グループなどに対して、洗って繰り返し使えるリユース食器・容器を貸し出しています。

- リユース食器の貸し出しを継続するとともに、認知度向上のための普及啓発を行います。

## 4 基本方針3 再生利用の推進

### (1) 資源循環サイクルの構築

#### ① 堆肥化などの食物資源循環事業の推進

食物資源循環事業は、家庭から出る生ごみを専用容器で分別収集し、堆肥化をする事業で、令和3(2021)年度には1,248世帯が参加しています。また、生ごみの自家処理の支援のために、食物資源（生ごみ）処理機器の購入費補助制度、ダンボールコンポストの講習会や食物資源堆肥化講習会を実施しています。

- 食物資源循環事業について、より多くの市民に参加してもらえるよう、制度の周知に努めます。
- 回収方法や堆肥化方法など、よりよい手法について検討します。
- できた堆肥については、公園、公共施設の花壇、農園等での使用などの環境学習やイベントでの啓発活動において活用を図ります。

#### ② 資源化の強化と資源化品目の拡大

市では、資源物の分別収集、集団回収、拠点回収など、品目の特性に応じてさまざまな資源化を実施しています。令和元（2019）年度には、リサイクルセンターにおいて、陶磁器食器や廃食油、小型家電等の常時回収を開始しました。

- 古紙については、ごみとして捨てられている割合の高い、雑がみの資源物回収について普及啓発を強化します。【重点】

読み終わった市報等を用いた  
雑がみ回収袋の作り方を  
小平市公式 YouTube で公開中！



- プラスチック製容器包装については、分別の徹底とプラスチック製容器包装の排出方法について普及啓発を強化します。【重点】
- 既存の資源化品目の資源化を強化するとともに、新たな品目の資源化についても情報を収集し、調査・研究を進めます。

### ③ リサイクルきやらばんの実施と充実

陶磁器食器、小型家電、未利用食品、廃食油、牛乳パック、雑貨を、年4回のペースで、あらかじめ日時と場所を決めて回収する「リサイクルきやらばん」を実施しています。

- 既存品目の資源回収については引き続き継続し、実施日の増加や回収拠点の拡充など、市民の利便性を向上する施策について検討します。
- 資源化を巡る状況などに応じて、新たな資源化品目について検討します。

### ④ 集団回収・拠点回収の充実

集団回収とは、自治会、子ども会、マンション管理組合など地域団体が主体となって、行政に頼らず自主的な資源回収をする制度です。市では、集団回収を地域コミュニティの醸成の場としての意味を持つと捉え、行政回収に優先するものと位置づけています。

- 集団回収の実施を、集合住宅や自治会に働きかけます。
- 資源価格の変動など、集団回収を巡る状況の変化を研究し、よりよい手法を模索します。

### ⑤ クリーンメイトこだいら等との連携強化

廃棄物減量等推進員は、「クリーンメイトこだいら」を愛称に、地域の分別指導やパトロールなどを主な役割とし、このほか市との協働事業として、不法投棄監視ウィーク、資源物持ち去り行為監視月間における監視活動等や各種イベントにおける環境啓発活動を実施しています。

- 地域に根ざしたクリーンメイトこだいらの特性を生かしながら連携を強化し、活動の継続と充実を図ります。【重点】
- ごみ減量・資源化に向けた新たな視点による施策を導入するため、幅広い年齢層の市民との協働を検討します。

## ⑥ 3市・小平・村山・大和衛生組合との共同資源化の推進

小平市、東大和市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合と共に「3市共同資源化事業基本構想」を策定し、平成31(2019)年4月には、ペットボトルとプラスチック製容器包装の中間処理を行う「エコプラザ スリーハーモニー」を稼働しました。引き続き、3市による共同資源化を継続します。

- 構成3市と小平・村山・大和衛生組合のさらなる共同資源化の協議を継続します。

### (2) 事業活動での3Rの推進

#### ① 事業系ごみの排出者責任の徹底

事業者は、その事業活動に伴って生じた資源・ごみについては、自らの責任で適正に処理をする自己処理が原則です。また、3Rの推進や適正処理の確保に関して市の施策に協力することが求められます。

- 大規模事業者に対しては、事業用大規模建築物の所有者による廃棄物の発生抑制及び再利用に関する計画書の提出や、廃棄物管理責任者の選任をもとに、3R推進の取組を求めます。
- 中小の事業者に対しては、商工会など事業者団体と連携しながら、取組を求めます。

#### ② 商工会等との連携による3Rの推進

市内業者の窓口である商工会を介し、3Rの推進を図ります。

- 商工会を通じて会員宛てに定期的に3R推進の案内を送付してもらうようお願いします。

#### ③ 定期的な展開検査による分別徹底の指導

事業系ごみに混入している資源物を減らすため、小平・村山・大和衛生組合に搬入されたごみについて、分別に問題がないかをチェックする展開検査を継続します。

- 展開検査による分別指導を強化します。【重点】

#### ④ 資源化ルートの提案

ごみとして処分するよりも有益なりサイクル業者への搬入ルートを提案し、また、企業イメージ等が向上することもあわせて案内します。

- 小規模事業者にも合致したリサイクルルートの提案を模索します。

### (3) 行政による3Rの推進

#### ① グリーン購入の推進

物品やサービスを購入する際に、環境負荷の小さいものを選択することをグリーン購入と言います。市では、地球の環境に配慮した物品の購入を推進します。

- グリーン調達の積極的な活用を推進します。

#### ② 市の率先した削減行動の実施

- 資源とごみの減量について、職員向けの情報提供を行い、ごみ減量に配慮する意識の高い職員の養成に取り組みます。

## 5 基本方針4 適正処理の維持・向上

### (1) 安全・安心で、安定した収集・運搬の推進

#### ① 資源物の持ち去り行為対策

市による回収のために出された古紙などの資源物を、市の委託業者以外の者が無断で持ち去る行為が発生しています。市は条例を改正し、平成25(2013)年から持ち去り行為を禁止しています。

- 職員による資源物持ち去りパトロールの実施、持ち去り禁止の看板設置などにより、持ち去り防止に努めます。
- クリーンメイトこだいらと協働して、持ち去り行為に対応します。
- 警察や自治会などの地域関係団体との連携について検討します。

#### ② 適正収集のための収集業者・許可業者との連携

未分別のごみや処理困難物について、適正な収集業務を継続します。

- 収集委託業者と定期的な連絡会を開催し、連携を図ります。【重点】
- 収集業務に支障が生じるような事態においては、事前に収集業者と連携を図り、適正な収集業務の維持に努めます。

#### ③ 街の美化の推進

街の美化の推進を図るための取組を行います。

- クリーンメイトこだいらによる排出指導や不法投棄監視活動、職員による個別の指導等を引き続き実施します。【重点】
- 不適正な分別など、排出ルールが守られない集合住宅については、管理会社を通じた排出指導等も合わせて行い、改善を図ります。
- 令和4年6月1日に「小平市まちの環境美化条例」を施行しました。
- 市民や市内に居る人の一人ひとりが、街を清潔にすることを自覚し、地域の環境美化活動に協力することを促すための普及啓発を行います。
- 毎年5月30日以降の最初の日曜日をごみゼロデー、毎年10月1日から7日までをみんなでまちをきれいにする週間と定めます。
- 市内6駅周辺を環境美化推進重点地区とし、禁止事項の行為者への指導を行うため指導員を設置します。

#### ④ ふれあい収集の継続

高齢化社会の進行に伴って、集積所へのごみ出しが困難な世帯が増加することが予想されます。

- 高齢者や障がい者など、集積所へのごみ出しが困難な世帯への支援のため、一定の要件を満たしている場合に、玄関先などからの収集を行うふれあい収集を継続します。
- ふれあい収集は安否確認を兼ねて実施し、対象世帯から一定期間ごみが出ていないときなどには、福祉部門と連携して対応します。

#### ⑤ 環境負荷の少ない車両の導入の推進

地球温暖化防止の観点から、委託業者及び許可業者に対して、天然ガス車やハイブリッド車など、温室効果ガスの排出量の少ない車両の導入を働きかけます。

- 温室効果ガスの排出量の少ない車両は高額な費用がかかることから、引き続き近隣市の導入状況等を研究していきます。

#### ⑥ 持込ごみの処理手数料の適正化

事業系ごみ処理手数料は排出者責任を明確にし、処理の実費相当分を負担することが妥当であることから、令和5年4月より改定される予定です。

- 引き続きごみ処理手数料については、適正な処理手数料となるよう検証し、定期的な見直しを継続します。

### (2) 安全・安心で、安定した処理・処分の推進

#### ① 適正処理のための広域連携

多摩地域では、焼却施設の更新時等に、支援協力の必要な事態が発生した場合、広域的な処理により相互支援を行っています。現在、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設の整備に際しては、燃やごみの一部を近隣自治体で処理しています。今後も、安定的な処理を継続するため、多摩地域における広域支援の枠組みを維持します。

- 今後も他市との情報共有を図り、円滑な対応に努めます。

## ② 小型充電式電池の安全処理

リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池などの小型充電式電池がごみに混入すると、発火によりごみ収集車やごみ処理施設における火災の原因になります。

- 小型充電式電池は、市の施設及びリサイクル協力店で回収します。
- 市の施設及びリサイクル協力店で回収できることを、市民に対して普及啓発していきます。
- より安全な収集及び処分方法について、研究していきます。
- 市民に対して、安全な排出方法を啓発していきます。【重点】

## ③ 在宅医療廃棄物の適正処理

進展する高齢化社会に対応するため、医療機関や薬局などと連携しながら、在宅医療廃棄物の適正処理に努めます。

- 協定に基づき、排出ルートを確保したうえで、適正な排出方法を啓発していきます。

## ④ ごみ処理施設の維持、管理のための展開検査の強化

ごみに不適切なものが混入すると、ごみ処理施設を痛めたり、ごみ処理施設が停止する原因になったりしますので、搬入されたごみについては、開封して分別に問題がないかをチェックする展開検査を継続します。

- 展開検査の回数を増やすなど、展開検査の強化を行います。【重点】
- 排出事業者への分別徹底の指導を行います。

## (3) 適正な廃棄物処理を行う体制の確立

### ① 小平・村山・大和衛生組合での中間処理の継続

中間処理については、施設整備を進めながら、以下のとおり処理を行います。

- ごみの中間処理は、施設整備を進めながら、小平・村山・大和衛生組合において行います。【重点】
- 現在、老朽化・旧式化しているごみ焼却施設のエネルギーの高効率回収、有効利用の促進を図るため、令和7年10月からの稼働に向けて、新しいごみ焼却施設を整備します。また、環境啓発・リサイクルの促進を図るため、新しいごみ焼却

施設と兼用した不燃・粗大ごみ処理施設の環境啓発展示スペースを整備します。

- ペットボトル、プラスチック製容器包装の中間処理は、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（エコプラザスリーハーモニー）で行います。
- ビン、カン等の中間処理は小平市リサイクルセンターで行います。

表 5-5-1 (仮称) 新ごみ焼却施設整備事業

区分	内容
施設種類	エネルギー回収型廃棄物処理施設
施設名称	(仮称) 新ごみ焼却施設
処理能力	236t/日
処理方式	全連続式
余熱利用	1 発電効率 19%以上 2 熱回収の実施
整備期間	令和 2(2020)年度～令和 9(2027)年度
整備予定地	小平市中島町 2 番 1 号

表 5-5-2 不燃・粗大ごみ処理施設整備事業

区分	内容
施設種類	マテリアルリサイクル推進施設
施設名称	不燃・粗大ごみ処理施設
処理能力	28t/日
処理方式	破碎・選別
ストック対象物	有害ごみ、災害ごみ
整備期間	平成 29(2017)年度～令和 9(2027)年度
整備予定地	小平市中島町 2 番 1 号
備考	令和 2(2020)年度に不燃・粗大ごみ処理施設の工場棟はしゅん工したが、令和 7(2027)年度以降にストックヤード及び(仮称)新ごみ焼却施設と兼用した管理棟・環境啓発展示スペースを整備する。

## ② 災害廃棄物処理への備え

大規模な震災や台風等の巨大な風水害が発生した場合、災害廃棄物が多量に発生します。災害廃棄物の処理については、「第7章 災害廃棄物処理計画」に基づいて実施します。

- 災害廃棄物処理計画に基づき、適正な処理を推進します。【重点】

## ③ 東京たま広域資源循環組合でのエコセメント事業の継続

小平・村山・大和衛生組合における中間処理によって生じる焼却残さについては、東京たま広域資源循環組合が管理・運営するニッ塚廃棄物広域処分場での最終処分を行います。

- 市としての各施策の実施のほか、小平・村山・大和衛生組合での中間処理段階における資源化の拡大など、最終処分量の削減に努めます。
- 処分場への搬入廃棄物の適正化を維持します。
- 公共工事でのエコセメント製品の利用などを通じて、エコセメント事業を支援していきます。
- 燃やさないごみ・粗大ごみ破碎残さについては、埋め立てゼロを継続します。

## ④ その他、不測の事態への対応

大規模災害以外にも、不測の事態による中間処理施設の稼働停止に対応するため、近隣自治体や東京都と連携して、広域支援体制を維持します。

- 様々な状況に対応し、処理・処分の継続に努めます。

## 第6章 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水処理の現状

#### (1) 生活排水の処理状況

市内の公共下水道普及率は100%に達しており、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理しています。

しかし、やむを得ない事情により水洗化できない一般家庭の汲み取り式便所や仮設トイレのし尿、浄化槽の汚泥等については別途処理を行っています。

##### ① 収集運搬

し尿については、市が民間委託により収集運搬（汲み取り）を行っており、浄化槽汚泥は許可業者により収集運搬しています。

##### ② 処理

小平市は、昭和40(1965)年度に、し尿及び汚泥の処理を目的として湖南衛生組合※に加入しています。

※湖南衛生組合は、昭和36(1961)年度から、し尿処理を開始し、現在、小平市、武藏野市、小金井市、東大和市、武蔵村山市の5市で共同運営する組織です。

その後、湖南衛生組合の処理量は、公共下水道の敷設の進展とともに大幅に減少しています。

一方、施設の老朽化も進んだことから、処理量の減少と併せて、効率的な施設運営を図るため、平成20(2008)年度に、前処理希釈方式（最も簡易な処理方式で、し尿等のきょう雜物を破碎して除去した後、下水道放流基準値まで希釈して下水放流する方式）による施設に改修しました。

また、公共下水道へ全面的に切り替わるには相当の期間を要すること及び、工事現場等の仮設トイレ等があることから、引き続き、組織市で共同処理を行うため、平成26(2014)年度から平成28(2016)年度にかけて、湖南衛生組合総合整備事業を進め、施設を更新しました。

表6-1-1 湖南衛生組合の概要

名称	湖南衛生組合（湖南処理場）
所在地	武蔵村山市大南5丁目1番地
敷地面積	29,719.60m <sup>2</sup> (約8,990坪)

## (2) し尿・浄化槽汚泥の収集量

し尿・浄化槽汚泥の収集量は減少を続けており、平成 29(2017)年度の 341.8kl に対して、令和 3(2021)年度は 230.6kl でした。

今後も下水接続に伴いし尿の処理量は減少が見込まれるもの、工事現場やイベント用の仮設トイレについては今後も残存するものと考えられます。

表 6-1-2 し尿・浄化槽汚泥収集量推移

単位 : kl

	H29	H30	R1	R2	R3
浄化槽汚泥	183.3	122.0	228.6	103.2	94.9
し尿	158.5	143.8	154.6	124.7	135.7
総収集量	341.8	265.8	383.2	227.9	230.6

## 2 今後の取組

公共下水道に未接続の家庭に対しては、引き続き接続を促すとともに、今後も一定規模での残存が見込まれる仮設トイレ等のし尿について、適正に処理することができるよう、収集運搬と処理の体制を維持します。

# 第7章 災害廃棄物処理計画

## 1 総論

### (1) 計画の目的

大規模な震災や台風等の巨大な風水害が発生した場合、多量に発生する災害廃棄物を迅速・安全に処理する必要があります。このために、小平市は、平成30(2018)年3月に災害廃棄物処理計画（第7章において「本計画」という。）を策定しました。

災害廃棄物の処理にあたっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要となります。

本計画は、災害に有効な対策及び取組等が講じられるよう、常に点検・見直しを図り、地域での取組と連動し、実効性のあるものに高めていくこととします。また、これらの取組を通して災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成にも努めていきます。

### (2) 計画の対象

#### ① 対象とする災害

対象とする災害を大震災及び巨大な風水害とします。

なお、火山灰については、広域的な処分を含め、震災等に準じて処理します。

#### ② 対象業務

災害廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分を対象とします。

なお、災害規模によっては、被災建物の解体・撤去作業も対象に追加することがあります。

#### ③ 対象とする災害廃棄物

災害発生に伴い、平常時に排出されるごみと異なる対応が必要となる災害廃棄物を対象とします。対象となる災害廃棄物の種類は次のとおりです。

表 7-1-1 対象とする災害廃棄物

廃棄物の種類	概要
生活ごみ	被災した住民の排出するごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く）
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
片付けごみ	一部損壊家屋から排出される家財道具 (粗大ごみ等)
解体ごみ	被災建築物の解体撤去で発生するごみ ・コンクリートがら ・木くず ・金属くず ・可燃物 ・不燃物 ・適正処理困難物等
し尿	被災した家屋から発生するし尿、避難所から発生するし尿
水害廃棄物	水害により発生する廃棄物

#### ④ 想定災害

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（東京都防災会議、令和4年5月25日）から、想定する災害は次のとおりとします。巨大な風水害により大量の災害廃棄物が発生した場合は、震災に準じた取り扱いをします。

表 7-1-2 想定災害

種類	多摩東部直下地震	立川断層帯地震
震源	東京都多摩地域	東京都多摩地域
規模	マグニチュード7.3	マグニチュード7.4

## ⑤ 発生量の予測

### ● 地震

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（東京都防災会議、令和4年5月25日）によると、多摩東部直下地震での小平市における災害廃棄物発生量は31万トン、立川断層帯地震での災害廃棄物発生量は28万トンと想定されています。

表 7-1-3 想定地震による建物被害棟数

項目		多摩東部直下地震	立川断層帯地震
建物区分		棟 数 (棟)	
被害棟数	全 壊	962	937
	半 壊	2,955	2,830
	合 計	3,917	3,767
火災による 被害棟数	焼 失	1,855	1,288
	合 計	1,855	1,288

表 7-1-4 災害廃棄物発生量の想定

想定地震	災害廃棄物発生量合計 (万t)
多摩東部直下地震	31
立川断層帯地震	28

コンクリートがら		
木くず		
金属くず		
可燃系混合物		
不燃系混合物		

出典：東京都災害廃棄物処理計画

写真 7-1-1 災害廃棄物の種類

### (3) 災害廃棄物対策の考え方

#### ① 基本方針

災害廃棄物処理に関し基本方針を定めます。

表 7-1-5 災害廃棄物処理の基本方針

計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進する。
リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の運搬や処理にあたっては、周辺の生活環境へ影響がないように進める。
衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る。
安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行うことから、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

#### ② 基本的事項

##### ● 災害廃棄物の処理主体

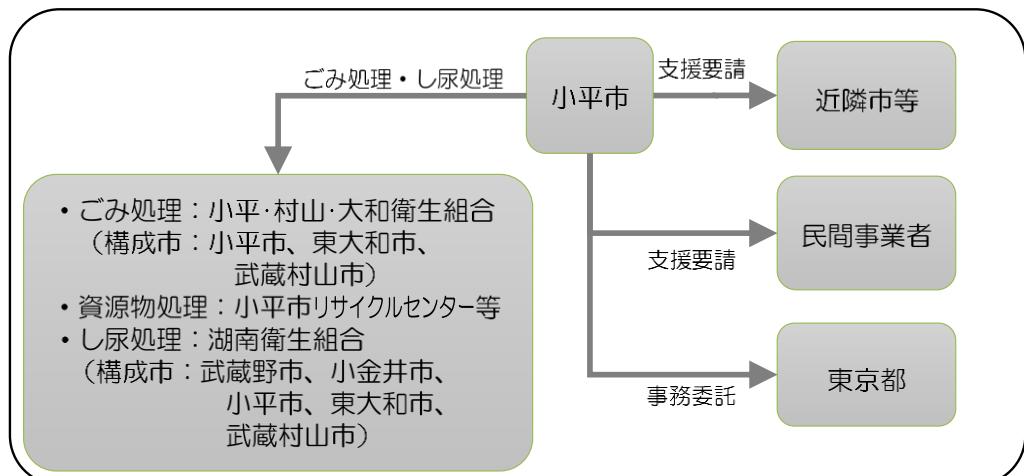
本市で発生した災害廃棄物の処理は、ごみについては、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設、資源については小平市リサイクルセンター、し尿については、湖南衛生組合の処理施設で処理を行うことを基本とします。災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、本市及び各組合のみで処理することが困難な場合は、他市町村等及び民間事業者からの支援を要請します。

なお、災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項に基づき、都への事務委託を行うものとします。

また、支援団体となる場合は、被災した他市町村等の要請に基づき、職員や収集運搬車両等の派遣、事務処理等の支援を行います。

※地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）第二百五十二条の十四

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。



※し尿については、清瀬水再生センター（清瀬市）への搬入も想定しています。

図 7-1-1 災害廃棄物の処理主体

## ● 災害廃棄物処理の流れ

主な災害廃棄物の標準処理フローは次のとおりです。

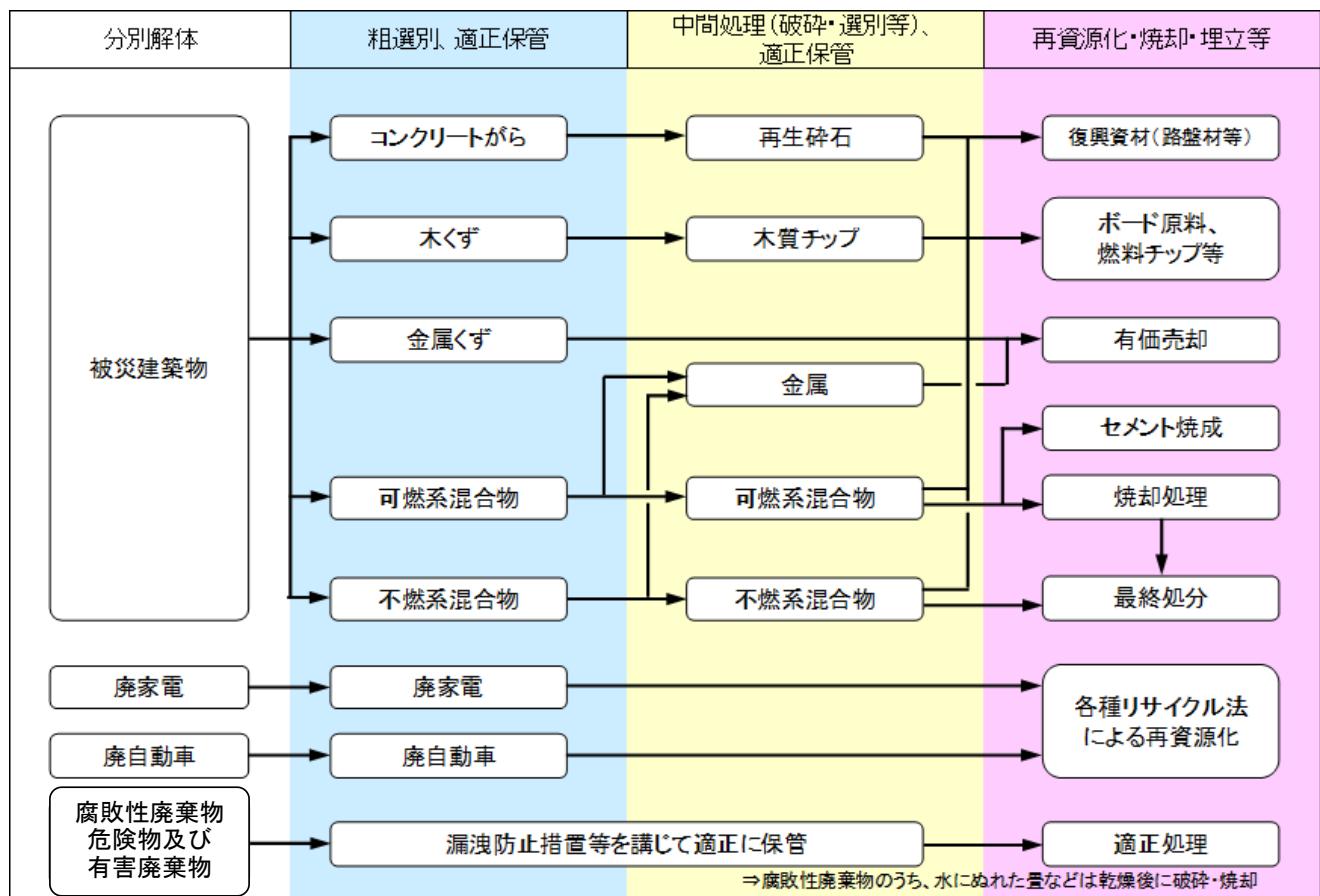


図 7-1-2 災害廃棄物の標準処理フロー

## ● 災害廃棄物処理の進め方

災害廃棄物の処理にあたり、取り組むべき事項を次のとおり整理します。

表 7-1-6 災害廃棄物の処理にあたり取り組むべき事項

項目	概要	
(1) 災害予防 (体制整備等)	①組織と役割分担	発災時における組織とその役割分担を定めます。
	②関係団体との連携	国や東京都、各組合、他市町村、民間事業者等との連携体制を構築します。
	③災害廃棄物対策マニュアルの作成、整備	本計画の内容をふまえて、実際の発災時の行動を定めた、「がれき処理マニュアル」及び「災害発生時ごみ処理マニュアル」(以下、両者を合わせて「対策マニュアル」という。)を整備します。 (災害廃棄物発生量の推計方法、仮置場の選定・設置・管理方法、危険物や有害物の扱い方、避難所でのごみ・し尿の発生量や処理方法等を定めます。)
(2) 初動期 (発災後1か月まで)	①初動対応の命令	小平市災害対策本部の決定により、小平市災害廃棄物対策本部(仮称)が設置され、発災後に甚大な被害が想定された場合、小平市災害廃棄物対策本部長(環境部長)は、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発し、災害廃棄物処理体制に移行することを宣言します。
	②仮置場の設置	災害廃棄物発生量や廃棄物の種類を正確に把握します。また、仮置場の必要面積を算定するとともに、仮置場を選定・設置します。さらに、危険物や有害物の扱い方、避難所でのごみ・し尿の発生量を算定するとともに処理を推進します。
(3) 応急対応期 (前半3か月・後半1年)		引き続き災害廃棄物処理を推進します。また、小平市災害廃棄物処理実行計画(以下、「実行計画」という。)を策定するとともに処理進行管理を進め、災害廃棄物の迅速で適正な処理を推進します。
(4) 災害復旧・復興期		引き続き災害廃棄物処理を推進します。また、復旧・復興が進展する状況を見ながら仮置場の用地を返還する手続きを始めます。

### ③ 各組合、他市町村、東京都等との連携体制構築

本市は、東大和市と武蔵村山市とともに、小平・村山・大和衛生組合を組織し、3市から収集した廃棄物の焼却処理等を行っています。また、発生した焼却灰等について、東京たま広域資源循環組合において最終処分等を行っています。

し尿については、湖南衛生組合を設置し、5市で共同処理を行っています。

このため、大量に発生する災害廃棄物を処理するにあたっては、処理に関係する各組合、東大和市、武蔵村山市等の他市町村や東京都との連携体制を構築していきます。

## 2 災害廃棄物対策

### (1) 災害予防（体制整備等）

#### ① 組織体制と役割分担

#### ● 組織体制

東京都と本市でお互いに役割分担が明確になるよう、今後、発災時における共通の組織体制を構築し、円滑なコミュニケーションがとれるようにします。

組織体制の例は次のとおりです。小平市災害廃棄物対策本部（仮称）は、小平市災害対策本部の決定により設置し、廃棄物関連部署のみならず、他部署を含めた幅広い範囲から組織することを検討します。

職員のメンタルケア・ストレス回避策、交代勤務制度等についても検討します。

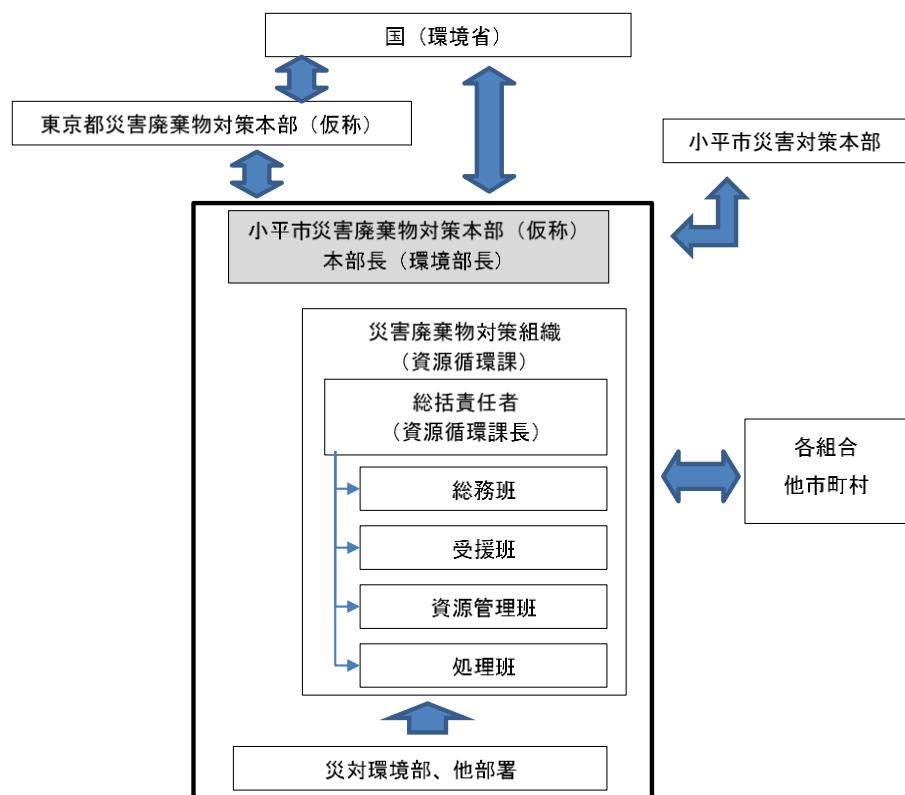


図 7-2-1 災害廃棄物対策の組織体制

## ● 役割分担

役割分担の例は次のとおりです。

表 7-2-1 各班の役割分担

担当	分担業務
1 総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物対策の総括、運営、進行管理</li> <li>・職員収集状況の確認、人員配置</li> <li>・災害対策本部との連絡</li> <li>・廃棄物等対策関連情報の集約</li> <li>・被災状況等の情報収集</li> <li>・相談・苦情の受付</li> <li>・都及び他市町村等並びに関係団体等との連絡、調整</li> <li>・支援の要請及び受入れの連絡調整</li> <li>・実行計画の策定と見直し</li> </ul>
2 受援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域の被害状況の確認</li> <li>・協定内容の確認（協定先への連絡）</li> <li>・支援の要請</li> <li>・応援職員等の受入れの調整</li> </ul>
3 資源管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の設置準備・設置</li> <li>・仮置場の運用及び周辺環境対策</li> <li>・仮置場への搬入許可事務</li> <li>・災害廃棄物の再利用・資源化、処理・処分対策</li> <li>・住民への広報</li> </ul>
4 処理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小平・村山・大和衛生組合ごみ処理施設の被災状況の把握</li> <li>・小平市リサイクルセンターの被災状況の把握</li> <li>・上記処理施設が使用不能の場合における、他市町村等の代替利用可能な施設の確保</li> <li>・小平・村山・大和衛生組合との連絡調整（被災状況等以外の情報の交換）</li> <li>・災害廃棄物の発生量の推計</li> <li>・避難所ごみ発生量の推計</li> <li>・排出ごみ収集運搬業務の管理</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖南衛生組合等の被災状況の把握</li> <li>・上記処理施設が使用不能の場合における、処理及び他市町村等の代替利用可能な施設の確保</li> <li>・湖南衛生組合等との連絡調整（被災状況等以外の情報の交換）</li> <li>・し尿収集量の推計</li> <li>・し尿の収集、運搬、処分能力確保</li> <li>・仮設トイレの設置、維持管理、撤去</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小平市清掃事業協同組合等の現況把握</li> <li>・収集運搬能力の確保</li> <li>・収集・運搬業務の指示</li> <li>・災害廃棄物の発生状況の把握</li> <li>・災害廃棄物の撤去の指示</li> <li>・その他発災時の廃棄物収集・運搬に必要な事項</li> </ul>

## ● 職員の訓練

発災時に本計画を有効に活用するとともに、災害廃棄物の処理の核となる人材を育成するため、継続的な教育を行います。

### ② 関係団体との連携

## ● 東大和市、武蔵村山市、小平・村山・大和衛生組合との連携

小平・村山・大和衛生組合と当該組合の構成市である東大和市、武蔵村山市とともに、災害廃棄物に関する協議を進め、連携体制を構築します。

想定される連携内容は次のとおりです。

- ・一次仮置場の共有
- ・二次仮置場の共有
- ・災害廃棄物に含まれる資源及び処理困難物の共同処理等

(※一次仮置場、二次仮置場の詳細は表 7-2-2 参照)

## ● 他市町村や民間事業者との協定

本市では、他市町村や民間事業者との廃棄物処理業務や資機材等の貸与、避難所等での生活必需品の供給に関する協定を締結しています。発災後はこれらの協定に基づき物資の供給を要請することとします。

## ● 災害ボランティア活動の支援体制づくりの推進

発災時のニーズに即したボランティア活動が展開できるよう、小平市社会福祉協議会等や都との連携を強化するとともに、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していきます。

災害ボランティア活動には様々な種類があり、廃棄物・資源循環にかかわるものとしては、災害廃棄物の撤去・泥出し・被災家財出し、貴重品や想い出の品等の整理・清掃等があげられます。

## ● 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net) の活用

災害廃棄物については、広域処理を実施することを想定し、災害廃棄物処理支援ネットワークに参加している輸送事業者との連携についても検討します。また、災害廃棄物処理支援ネットワークの専門家を交えた講習会・研修会等を開催することを検討し、職員の能力維持・向上に努めます。

### ③ 対策マニュアルの作成、整備

本計画の内容をふまえて、実際の発災時の行動を定めた、対策マニュアルを整備する必要があります。対策マニュアルには、災害廃棄物発生量の推計方法、仮置場の選定・設置・管理方法、危険物や有害物の扱い方、避難所でのごみ・し尿の発生量や処理等、具体的に記述します。

#### ● がれき処理マニュアル

震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等のがれきの再利用、適正処理を図る体制を確保する必要があります。そのため、一次集積から最終処分までの流れを円滑に行い、一次集積場所に長期間滞留させない対策を含め「がれき処理マニュアル」を策定します。

#### ● 災害発生時のごみ処理マニュアル

発災後、家庭や避難所等で発生したごみが無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすほか、復旧活動等の障害ともなることから、震災等により排出されるごみを迅速に処理する体制を確保するため、「災害発生時のごみ処理マニュアル」を策定します。

## (2) 初動期[発災後約1ヵ月まで]における対応

### ① 初動対応の命令

小平市災害対策本部の決定により、小平市災害廃棄物対策本部（仮称）が設置され、発災後に甚大な被害が想定された場合、小平市災害廃棄物対策本部長（環境部長）は、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発し、災害廃棄物処理体制に移行することを宣言します。

初動対応の命令が発令された場合、速やかに災害廃棄物対策組織体制に移行します。また、災害が特に甚大で広域である場合は、広域的な災害廃棄物処理体制に移行するよう都及び協定締結自治体と連絡を取り合います。

### ② 仮置場の設置

災害廃棄物の大量発生が予想される場合は、仮置場を設置する必要があります。発災時には被災状況を直ちに把握したうえで、関係機関と調整し、仮置場の選定を速やかに行います。

表 7-2-2 仮置場の設置

項目	概要
緊急仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時の収集が出来ない場合や被災家屋等からごみを排出することが困難な場合、その体制が整うまでの緊急措置として設置する。</li> <li>原則、被災者（支援ボランティアを含む）が、自ら災害廃棄物を搬入することができる仮置場とする。</li> <li>被災後できるだけ速やかに、被災現場に近い場所に設置し、数カ月間に限定して受け入れる。</li> <li>路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、一次仮置場が整備されるまでの間は、必要に応じ本市による搬入も行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時に搬出できるもの及び「粗大ごみ」を受け入れる。</li> <li>平常時の分別区分による搬入が困難な場合は、可能な限り次の区分による搬入とする。 〈可燃物、不燃物、家電、畳、タイヤ、その他粗大、有害・危険物〉</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後数日以内に設置</li> <li>住民の片付けが終わるまでの数カ月間設置</li> </ul>
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に本市の委託業者や家屋解体事業者等が搬入する。災害廃棄物の前処理(粗選別等)を行い、二次仮置場や中間処理施設へ積み替える拠点としての機能を持つ。</li> <li>被災現場から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、手作業、重機作業により粗選別を行う。</li> <li>被災者が直接、災害廃棄物を搬入することも可能とする。</li> <li>二次仮置場整備や搬入状況により、順次廃止する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体・撤去した建物から発生する廃棄物及び緊急仮置場に持ち込まれた廃棄物を受け入れる。</li> <li>損壊家屋等の災害廃棄物は、災害発生現場で可能な限り分別を行い搬入する。 〈処理困難物、家電4品目・パソコン、コンクリートがら、金属くず、木くず、可燃物、不燃物、可燃・不燃混合物〉</li> <li>個別に民間の再資源化施設や処理施設で処理するまで一時保管を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後数週間以内に設置</li> <li>災害廃棄物処理が完了するまで設置</li> </ul>
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次仮置場での処理が不十分である場合や一次仮置場の能力が不足している場合、必要に応じて設置する。</li> <li>各仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置する。</li> <li>再資源化された資源物を保管する機能を持つ。</li> <li>二次仮置場は甚大な被害が発生し、多量の災害廃棄物が発生した場合に設置するもので、他市町村等との広域での設置を検討するとともに、二次仮置場、仮設破碎機・仮設焼却炉等の設置を都に委託することも検討する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急仮置場及び一次仮置場で収集された廃棄物を受け入れる。</li> <li>主に一次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を中間処理(破碎・選別、焼却等)する。</li> <li>仮設破碎機・焼却炉等を設置する場合がある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後数カ月以内に設置</li> <li>中間処理された再生資材を全て搬出するまで設置</li> </ul>

## ● 選定にあたっての留意事項

仮置場の選定にあたって留意すべき事項は次のとおりです

表 7-2-3 仮置場の選定に当たっての留意事項

考慮事項	留意点
主に平常時に考慮する必要がある事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域により被害規模が異なることが予想されることから、地域ごとに仮置場候補地を選定しておくことが必要</li><li>・ 仮置場候補地選定の優先順位としては、市有地、国や都などの公有地、民有地の順で選定</li><li>・ 運搬ルート確保及び搬入・搬出の容易性</li><li>・ 周辺に学校、病院、避難所等がない広大な敷地を有しており、新たに開発する面積が少ない場所</li><li>・ 災害時の他用途との整合（避難場所、自衛隊集結地、ヘリコプターの臨時離発着場、仮設住宅建設地、自衛隊等の野営地等との競合）</li></ul>
主に発災後に考慮する必要がある事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用期間</li><li>・ できる限り被害が大きい地域への配置</li><li>・ 二次災害の防止</li></ul>

## ● 仮置場候補地リストの作成

平常時において、市有地や国・都等の公有地、民有地についての利用可能性調査、協議・検討、交渉等を行った上で、仮置場としての利用の可否を判断します。その上で、仮置場としての利用時の制約や使用規定等を設定し、関係者と仮置場使用に関する協定の締結等を行い、仮置場候補地のリストを作成し、各所管部署等の関係者に周知します。なお、仮置場の選定は、市有地や国・都等の公有地を中心に検討を行いますが、必要面積を確保できない場合等には、やむを得ず、民有地を借地することがあります。そのため、貸借契約、使用途中の立会い及び返還等について、あらかじめルールを定めておきます。

## ● 他市との連携

小平・村山・大和衛生組合の構成市である東大和市、武蔵村山市とともに、共有する仮置場の選定について協議します。

## ● 仮置場の選定～返還までのフロー

復旧・復興が進展する状況を見ながら仮置場の用地を返還する手続きを始める必要があります。用地の返還の流れを以下に示します。

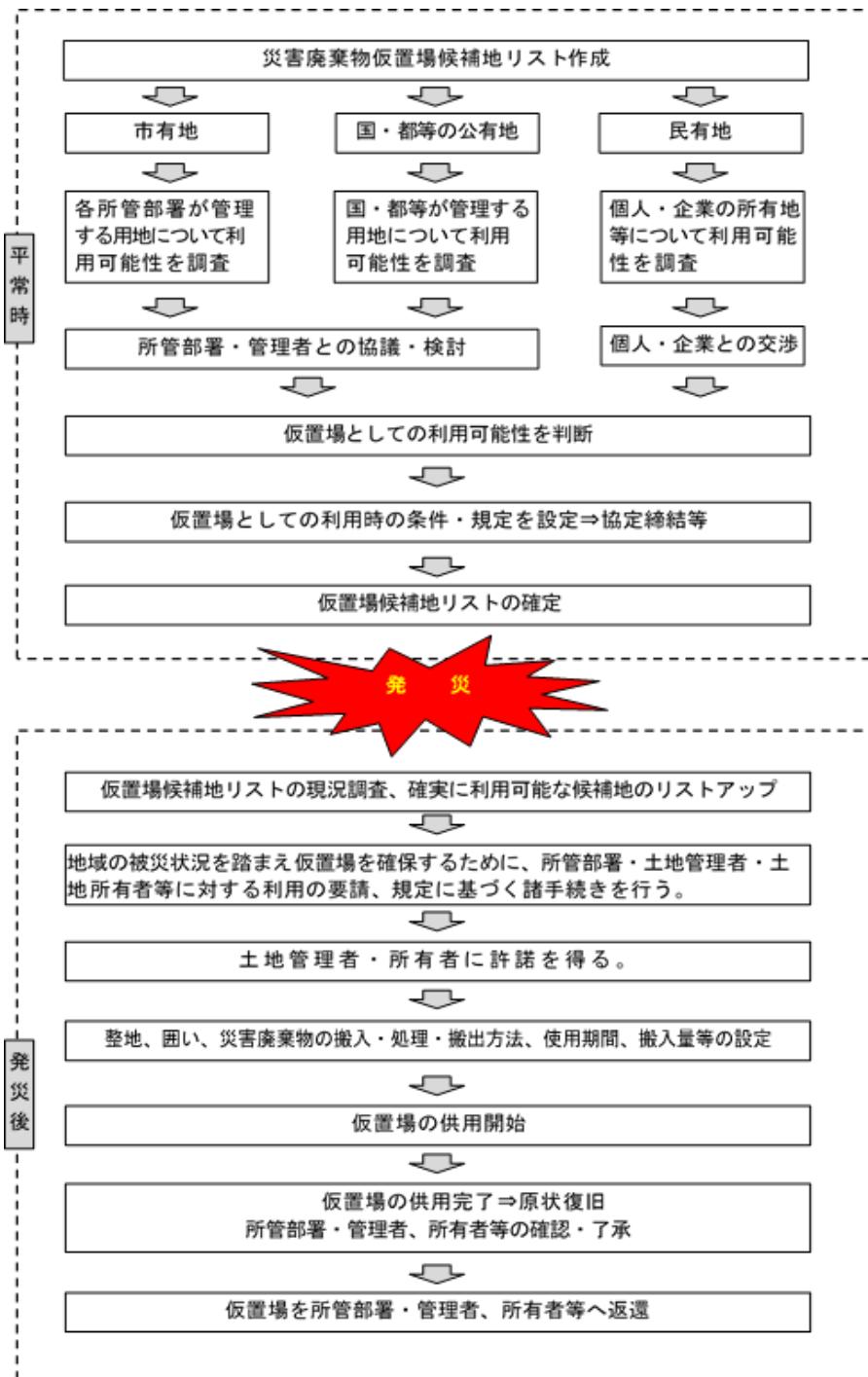


図 7-2-2 仮置場の選定～返還までのフロー

### ● 仮置場選定地の確定

発災後、被災状況に応じ、災害廃棄物の発生量を推計し、仮置場の必要面積の算定や必要箇所数等を検討します。また、仮置場候補地リストと地域の被災状況をふまえた現況調査を行い、利用可能な候補地について可能な限りリストアップします。リストアップした候補地について、関係部署・管理者、所有者等に利用に関する要請や規定、協定に基づく諸手続きを行い、仮置場選定地を確定させま

す。その後、災害廃棄物の搬入・処理・搬出方法や使用期間、搬入・搬出量等の設定を行い、仮置場の供用を開始します。

### ● 仮置場のレイアウト例

発災後に仮置場のレイアウトを決定します。災害の状況や災害廃棄物の発生量、仮置場の面積等を考慮しレイアウトを決める必要があります。なお、二次仮置場や仮設焼却炉は広域的な連携を考慮し設置することとします。

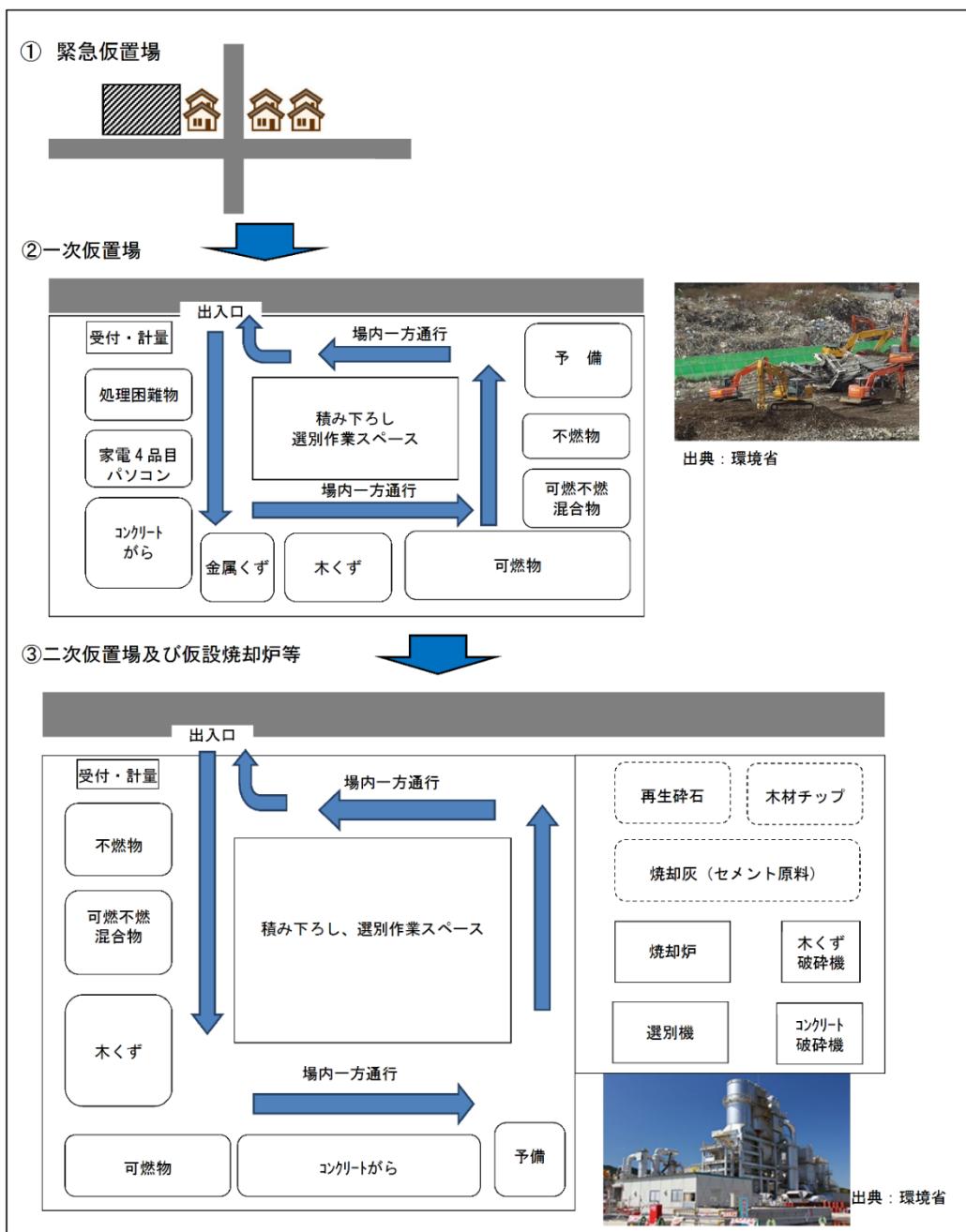


図 7-2-3 仮置場のレイアウト例（震災発生時の設置例）

### ③ 災害廃棄物の要処理量の暫定値の算定

発災後、災害の規模の情報や倒壊家屋及び浸水家屋の数量などの正確な情報を得て、平常時に定めた発生量・処理可能量の算定式等を参考に災害廃棄物の発生量を算定します。

### ④ し尿収集計画の策定

し尿については、仮設トイレ等の設置状況を把握し、避難所から湖南衛生組合及び清瀬水再生センターまでの搬入道路の被災状況の情報を収集し、「し尿収集計画」を策定します。

### ⑤ 災害廃棄物対策本部会議（仮称）

小平市災害廃棄物対策本部長（環境部長）が、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発した場合、小平市災害廃棄物対策本部（仮称）の総務班は、小平市災害廃棄物対策本部会議（仮称）を招集することができます。

小平市災害廃棄物対策本部会議（仮称）の役割は次のとおりです。

- ・災害廃棄物処理の初動体制について
- ・東京都との連絡体制について
- ・東京都や他市町村、民間団体等との広域体制について
- ・処理方針の決定について
- ・その他災害廃棄物処理に関し喫緊に決定する必要のある事項について

## ⑤ 処理方針の決定

廃棄物ごとの処理方針を以下に示します。なお、太陽光パネル、蓄電池等の新たな種類の廃棄物に対する処理方針について検討します。

表 7-2-4 廃棄物ごとの処理方針

種 別	発災時における留意点	処 理 方 針
がれき	損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材が大量に発生する。	コンクリート塊、家具等の木くず、畳、廃家電等が混在しているため、できるだけ分別を行い、適正に処理する。
可燃ごみ	腐敗しやすく、悪臭・汚水が発生する。	公衆衛生の観点から、震災発生後、速やかに処理することとする。
粗大ごみ	畳や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平常時の人員及び車両では収集・運搬が不可能となる。	処分できないものは、処理業者への委託を行い、処理を行う。 なお、木くず等はできるだけリサイクルに努める。
廃家電	混乱に乗じて、被災していないものが排出される可能性がある。	被災したかどうかを見極め、不正な排出を抑制する。
資源ごみ等	破損または汚れた紙類、布類、缶・金属類、ビン類、ペット・発泡類が発生する。	震災発生後速やかに処理する。 できるだけリサイクルに努める。
自動車 タイヤ オートバイ	破損した自動車・タイヤ・オートバイが大量に発生する。	所有者をできるだけ特定して、持ち主に引き取らせる。 やむを得ず所有者不明なもののみリサイクルシステムに基づき処理する。
し尿等	被害のあつたくみ取り槽、浄化槽、及び避難所等に設置した仮設トイレから発生する。	公衆衛生上、震災発生後速やかに汲み取り、清掃、消毒を行う。

## ⑥ 住民やボランティアへの周知

片付けごみの分別方法や仮置場の場所、仮置場の持ち込み可能日時、生活ごみ等の収集日、収集ルート、分別方法について住民等に周知します。

### (3) 応急対応期[（前半）約3カ月、（後半）約1年における対応]

#### ① 実行計画の策定

初動対応終了後、実際に発生した災害による被災状況、災害廃棄物量等に応じて、災害廃棄物の処理方法・処理体制等を定めるため、実行計画を策定します。

災害時、被災状況をふまえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、本計画を見直し、速やかに実行計画を策定します。

実行計画は、環境省で作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として策定します。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあります、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

#### ② 災害状況の報告

実行計画を策定し、災害廃棄物の処理量を算定し都に報告します。

#### ③ 実行計画の改定

災害廃棄物の処理が進展し、状況が変わった場合、適宜実行計画の見直しを図ります、計画の見直しは、以下の内容にそって行います。

- ・復旧の進捗に伴い発災直後では把握できなかった被災状況や災害廃棄物処理の課題に対応し処理の進捗に合わせて、実行計画の見直しを行います。
- ・災害廃棄物の処理方法や処理費用について検証を行い、必要に応じ見直します。
- ・処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況をふまえ、処理スケジュールの見直しを行います。
- ・処理の進捗や災害廃棄物の性状の変化などに応じ、処理フローの見直しを行います。
- ・道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置をふまえ収集運搬方法の見直しを行います。
- ・設定した処理期間内に既存施設で処理が完了できない場合、仮設による処理を行う仮置場の設置や広域処理を検討します。
- ・仮置場の返却にあたっては、土壤分析等を行うなど土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復を行います。

#### ④ 処理進行管理

初動期・応急対応期の処理進行管理を以下に示します。

##### ● 初動期の処理進行管理

災害廃棄物処理の本格化を見据え、小平市災害廃棄物対策本部（仮称）に移行します。

小平市災害廃棄物対策本部（仮称）において、処理の進捗情報を共有・管理します。

表 7-2-5 処理の進捗情報の把握

区分	入手情報
被災建築物の損壊状況	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の解体状況	解体予定棟数、解体済棟数（構造別）
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量（再生資材も含む）
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量、環境モニタリング結果
受援の状況	人数、資機材の状況、業務の進捗状況

##### ● 応急対応期の処理進行管理

実行計画及び対策マニュアルに基づき、災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて実行計画の見直し、改定を進めます。

適宜、処理実績の公表、要処理量（見込）の算定を行います。

#### （4）災害復旧・復興期

##### ① 処理進行管理

災害復旧・復興時については、応急対策期に引き続き、災害廃棄物処理の進行管理を行うこととします。

##### ② 仮置場の用地返還計画

復旧・復興が進展する状況を見ながら仮置場の用地を返還する手続きを始めます。

## (5) 本計画の継続見直し

本計画は、災害に有効な対策及び取組等が講じられるよう、次に示す会議等を開催するとともに、常に点検・見直しを図っていきます。

### ① 定例会議の開催

年度当初（毎年度4月）に災害廃棄物対策組織（資源循環課）で定例会議を開催し、本計画を配布し、情報共有を図るとともに、当該年度の対策訓練計画、国や東京都の災害廃棄物対策に係る研修等の案内を行います。また、年度途中で人事異動があった場合でも、必要に応じて同様の会議を開催します。

### ② 対策マニュアルの作成等

対策マニュアルを作成するとともに、対策マニュアルの更新及び見直しを行います。

### ③ 臨時会議の開催

大規模災害発生後、本計画及び実行計画に基づく行動結果に基づき、本計画を検証して、所要の見直しを行った場合には、災害廃棄物対策組織（資源循環課）は、臨時会議を開催します。

## 第8章 食品ロス削減推進計画

### 1 総論

#### (1) 食品ロスの発生状況

国際的に食品ロスの削減は重要な課題です。世界の食料生産量の3分の1に当たる約13億トンもの食料が毎年廃棄されていると推計されます。

日本の食品ロスは年間約522万トン（令和2（2020）年度農林水産省推計）であったと推計され、日本人の1人当たりの食品ロス量は1年で約41kgとなります。これは、日本人1人が毎日お茶碗一杯分（約113g）のご飯を捨てているのとほとんど同じです。一方、2019年に行われた国際連合世界食糧計画（国連WFP）による世界で飢餓に苦しむ人々に向けた食料援助量は約420万tであり、日本の年間食品ロスは世界全体の食糧援助量をはるかに超える量となっています。

世界の人口は増え続けており、2050年には約97億人に達すると推計されています。また、途上国を中心に8億人以上の人々が飢えや栄養不良で苦しんでいます。食品ロス対策を行わず、今のままの状況が続くことは、人口増加により食料危機に拍車がかかり、貧困層の増加を招き、国際的な紛争にもつながりかねません。

食品ロスは、単に食品の無駄という身近な問題であるだけではなく、地球規模での気候変動や水問題、貧困や飢餓問題などに大きく関係しています。そのため、食品ロスの削減が、多面的な問題解決につながるという視点を持つことがとても大切です。食品ロスの削減は、国、自治体、事業者など様々な立場の人の協力が不可欠です。また、個人一人ひとりの意識と行動が大切です。

#### (2) 国内外の動向

国際的には、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット12.3に「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」、ターゲット12.5に「2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」ことが盛り込まれ、食料の損失・廃棄の削減の目標が設定されています。

国では、家庭系食品ロス量については、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30（2018）年6月閣議決定）において、平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに半減させる目標を設定しています。事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の基

本方針において、同様の目標値を設定しています。また、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2（2020）年3月には、基本方針（「食品ロスの削減に関する基本的な方針」）が閣議決定されました。食品ロス削減推進法では、都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」を策定することが努力目標とされています。

都では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を令和3（2021）年3月に策定し、令和12（2030）年度に向けた主要目標として、平成12（2000）年度の食品ロス発生量76万トンを半減すると掲げています。また、食品ロスに関して考えるきっかけとなることを目的とした啓発冊子「東京食品ロス0（ゼロ）アクション」を作成し、普及啓発に努めています。さらに、CO<sub>2</sub>排出実質ゼロへのビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」において、2050年の目指すべき姿として、食品ロス発生量の実質ゼロを掲げています。

以上を踏まえ、小平市では「小平市食品ロス削減推進計画」を策定し、市民、事業者、市が、相互に連携・協力し、食品ロス削減の取組を進めます。

### （3）計画の位置付け

小平市食品ロス削減推進計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき市町村が国または都の基本方針等を踏まえて策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。

また、「小平市第四次長期総合計画」「小平市第三次環境基本計画」「小平市第四次一般廃棄物処理基本計画」等の関連計画との整合性を図るものとします。

### （4）計画の期間

令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化、食品ロス削減推進法その他の制度の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 2 食品ロスの現状と課題

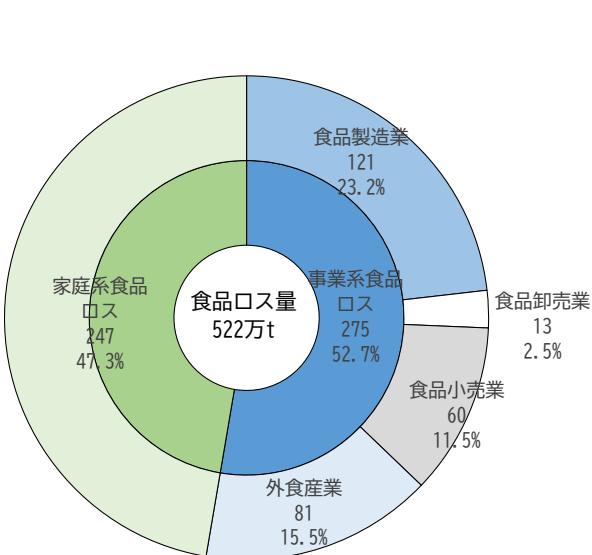
### (1) 国と都の食品ロスの現状

食品ロスは事業活動を伴って発生する「事業系食品ロス」と各家庭から発生する「家庭系食品ロス」の大きく2つに分けることができます。

令和2(2020)年度の日本の食品ロスの発生量は年間約522万t(令和2(2020)年度農林水産省推計)であったと推計されます。発生量の内訳は、522万tのうち事業系食品ロスは275万t、家庭系食品ロスは247万tです。さらに事業系食品ロスの業種別発生量の割合は食品製造業23.2%、外食産業15.5%、食品小売業11.5%、食品卸売業2.5%となっています。

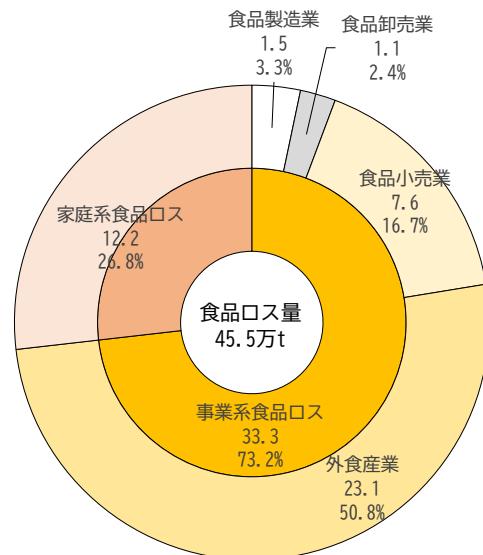
東京都においては、平成30(2018)年度の食品ロスの発生量は年間約45.5万t(平成30(2018)年度東京都環境局)であったと推計されます。発生量の内訳は、45.5万tのうち事業系食品ロスは33.3万t、家庭系食品ロスは12.2万tです。さらに事業系食品ロスの業種別発生量の全体に占める割合は外食産業50.8%、食品小売業16.7%、食品製造業3.3%、食品卸売業2.4%となっており、外食産業が5割以上を占めています。

食品ロスを減らすためには、家で食品ロスが出ないようにするだけでなく、食品を買う店、外食をする店でも食品ロスを減らすことを意識する必要があります。



出典：令和2(2020)年度農林水産省

図8-2-1 日本の食品ロス量の内訳



出典：平成30(2018)年度東京都環境局

図8-2-2 東京都の食品ロス量の内訳

## (2) 小平市の食品ロスの現状

令和3（2021）年度に「小平市ごみ組成分析調査」を実施しました。その結果、市の収集ごみのうち家庭ごみの燃やすごみの38.6%は生ごみでした。また、食品ロスの内訳は直接廃棄※が7.7%、食べ残し※が3.2%で合わせて10.9%でした。小平市の令和3（2021）年度の燃やすごみの量31,644tから推計すると、このうち、3,449tが食品ロスとなります。

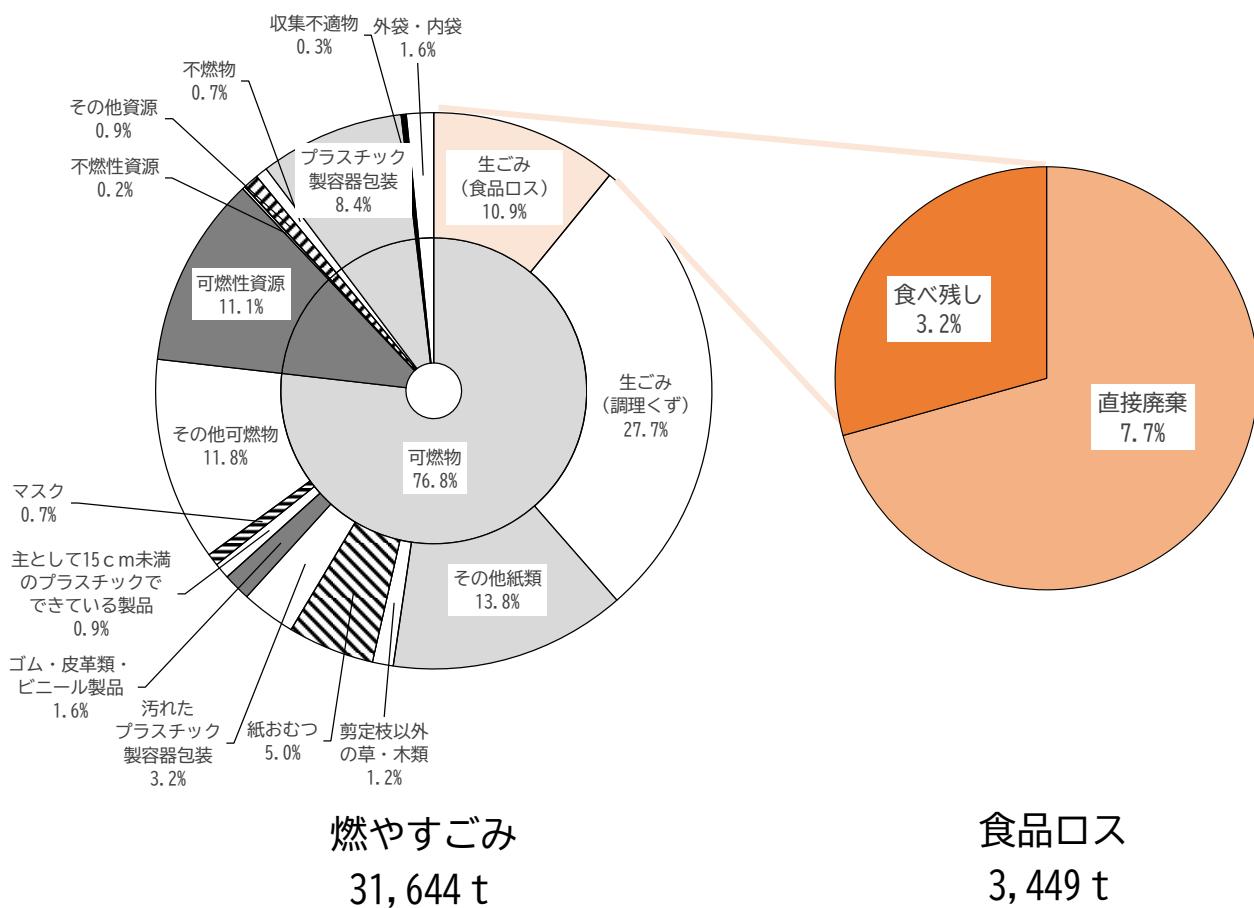


図 8-2-3 燃やすごみの食品ロスの量

### 食品ロス

まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のことで、大きく3つに分類されます。

- 直接廃棄：消費期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの。
- 食べ残し：食卓に出した食品のうち食べ切らずに廃棄されたもの。
- 過剰除去：野菜の皮を厚くむき過ぎるなどで、食べられるのに捨ててしまうもの。

### 3 市の取組

食品ロスを減らすためには、市民一人ひとりや個々の事業者が主体的に食品ロスを減らすような行動を取るよう、促していく必要があります。

食品ロス削減に向けた取組、また、やむを得ず発生した食品廃棄物の有効利用を図る取組として、次の施策を実施しています。

#### ① 啓発活動

- 市報や、ホームページでイベントのお知らせや、市の取組の掲載
- 商工会を通じて、飲食店やスーパーに食品ロスへの取組の周知
- 三角柱を作成し、市役所の食堂や市役所各課、出張所、地域センター、小学校に配布



写真 8-3-1 小平市オリジナルの三角柱】

- 「食品ロス削減月間」に合わせて「てまえどり運動」の実施



写真 8-3-2 小平市オリジナルのてまえどりポップ

## ② 市内小・中学校に向けた取組

- 市内の小学生（主に 4 年生）や中学生（特別支援学級）を対象とした、ごみの減量や 3 R についての出前授業の中で、給食の食べ残しを減らすように啓発しています。
- 市内各小・中学校では、社会科、家庭科や総合的な学習の時間において、食品ロスや SDGs についての授業を行っています。
- 子ども向けホームページ「こだいら K I D ‘s ぶるべのさんぽみち」で情報を発信しています。



写真 8-3-3 市立小学校での出前授業のようす

## ③ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への加盟

- 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）とは、地方公共団体により広く全国で食べきり運動を推進し、3 R を推進するとともに、食品ロスを削減すること等を目的として設立された自治体間のネットワークです。小平市は平成 29（2017）年 6 月に同協議会に参加し、現在では 430 以上の自治体が参加しています。

市は協議会と連携し、30・10（さんまる・いちまる）運動※など食べきり運動の普及啓発を行ってきました。

※30・10（さんまる・いちまる）運動

宴会時などにおける食べ残しを減らすため、開始の 30 分、最後の 10 分は皆で料理をしっかり食べきる時間を設ける取組のことです。

## 30・10(さんまる・いちまる)運動

乾杯後 30 分は  
お食事タイム



宴会なまばは  
歓談タイム



残り 10 分は  
食べきりタイム



環境省 3010 運動普及啓発用三角柱POP



### ④ 未利用食品を回収するフードドライブ

- 平成 27 (2015) 年より行っているイベントや「リサイクルきゃらばん」での未利用食品の回収を行っています。
- 持ち寄られた食品は小平市社会福祉協議会を通じて、「こども食堂」や生活困窮者等に提供しています。



写真 8-3-4 イベントにおけるフードドライブのようす

## ⑤ 防災備蓄食品も積極的な有効活用

○賞味期限の近くなった防災備蓄食品については、学校給食への活用のほか、地域の防災訓練や小平市社会福祉協議会等を通じて「こども食堂」や生活困窮者等への提供による有効活用を図っています。

## ⑥ 生ごみを堆肥化するための事業

○家庭から出る食物資源（生ごみ）を分別収集し、再資源化業者に引き渡し、堆肥化を行う食物資源循環事業を実施しています。

○ごみの減量及び生ごみの有効利用を図るために、食物資源処理機器購入費補助金の交付を行っています。



写真 8-3-5 食物資源循環事業で生ごみを回収する専用のバケツ

## 4 基本指針

本計画の基本理念である「こつこつ小平 『もったいない』が 根づくまち」は食品ロス削減の主旨にも合致します。常に「もったいない」という意識を持って、日々の生活の中でこつこつと取り組んでいき、「もったいない」が根付き、あたりまえになることで、食品ロスは減らしていくことができます。

## 5 指標

食品ロスを削減するためには、一人ひとりの地道な努力が必要です。そのため、進捗状況を評価する指標として、アンケート調査に市民の食品ロス削減に関する認知度・取組等に関する項目を設定し、中間見直し時期である令和9（2027）年度における目標値を次のように設定します。

表 8-5-1 食品ロス削減の進捗状況を評価する指標

質問	選択肢	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
1 カ月の間に食品（食材）を捨てたことはありますか。	あまりなかった	43.4%	60.0%
食品ロスを出さないために行っていることはありますか。	必要な分だけ買う	68.8%	80.0%
	食材を無駄なく使う	61.0%	70.0%
	飲食店では食べきれる量を注文する	54.1%	60.0%
	料理を作りすぎない	38.2%	40.0%
	特に何もしていない	2.7%	0.0%
買い物の際、奥から商品を取ることはありますか。	よくある	26.7%	15.0%

## 6 行動指針

### (1) 市民の役割と行動

#### ● 情報収集と学習

- 食品ロスを巡る状況の情報を収集し、学習します。
- 食品ロスに関する料理教室など興味のある分野を通じて食品ロスを考えます。

#### ● 買うとき・作るとき・食べるとき

- 買い物前に冷蔵庫の中身を確認して無駄なものの購入を防ぎます。
- 「賞味期限」と「消費期限」をチェックして、食べるようにします。
- 使い切れなそうな場合は早めにフードドライブを活用します。
- 食べきる、使いきることを意識して調理し、食べ残しをしない、生ごみを出さないようにします。
- 食べられる量だけ注文し、残さず食べます。
- 料理が残ってしまったときは、飲食店に確認の上、自己責任の範囲で持ち帰ります。
- 宴会では「30・10運動」を実践します。

#### ● 食品の保存

- 定期的に冷蔵庫内を確認し、適切な保存と食材を使い切るようにします。
- 災害時用食料の備蓄については、「ローリングストック（回転備蓄）法※」で行います。

※ローリングストック（回転備蓄）法

普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法



## ●生ごみの堆肥化

- 食物資源循環事業に参加します。
- 食物資源処理機器を利用して生ごみを堆肥化します。

## (2) 事業者の役割と行動

### ●一般事業者・従業者

- 従業員の昼食などで、市民と同様の取組を行います。

### ●飲食店や食品販売店

- 食品リサイクル法の対象事業者は、生ごみの減量やリサイクルを推進します。

- 小盛りメニューや少人数用メニューなど客層に応じた量を提供する工夫をします。

- ドギーバッグ（持ち帰り容器）※を用意するなど、可能な限りお客様が自己責任で食べ残しを持ち帰る環境を整えます。

※ドギーバッグ：飲食店などで、食べきれなかった料理を持ち帰るための容器。

- 調理くずを出さないように、調理方法などを工夫します。

- 宴会メニューなどは、お客様と相談して量を決めます。

- 宴会では「30・10運動」を働きかけます。

- 小分け商品を採用します。

- 賞味期限・消費期限が近いものは、お得感のある販売方法を工夫します。

- 食品販売店は、売れ残りや規格外商品をフードバンクに引き渡します。

- クリスマスや節分などイベントに関係する食品は、予約購入制等を採用し、需要に応じた販売を行い、ロスが出ないように努めます。

### (3) 市の役割と行動

- 多くの未利用食品がごみとして出されている実態を踏まえて、特に「もったいない」を強くアピールして、広報やイベントなどを通じて啓発します。
- イベントやリサイクルきやらばんにおいて実施しているフードドライブを継続して行います。
- 協議会と連携し、30・10（さんまる・いちまる）運動など食べきり運動の普及、啓発を行います。
- 外食産業から出る食品ロスの削減を推進するため、食べ残し削減に取り組む飲食店を協力店として認定し、市からも広報を行うなど、市内飲食店に働きかけ、サポートを行い、連携を図ります。
- ごみ組成分析調査を定期的に実施し、分析結果を市民へ周知するとともに、分析結果から得られたデータをもとに効果的な施策を検討します。

## 賞味期限と消費期限

### ■賞味期限…「おいしく食べられる期限」

記載されている保存方法を守っていた場合に、表示の「年月日」まで、品質が変わらずにおいしく食べられる期限です。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。スナック菓子、カップめん、レトルト食品、かんづめ、ペットボトル飲料など、いたみにくい食品に表示されています（作ってから3カ月以上もつものは「年月」で表示することもあります）。



### ■消費期限…「安全に食べられる期限」

記載されている保存方法を守っていた場合に、表示の「年月日」まで安全に食べられる期限です。お弁当、おにぎり、サンドイッチ、総菜、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されています。



## 家庭で食品ロスを減らすコツ

### ■買う時

- 買い過ぎや買い忘れを減らすため、買い物前に冷蔵庫をチェックします。
- 量り売りを活用し、食べる分・使う分だけ買います。
- すぐに食べる・調理するときは、消費期限・賞味期限が近い商品を選びます。



冷蔵庫をチェック！

### ■保存する時

- 調理で余った食材は、食材に合わせた保存方法で鮮度を保ち使いります。
- 透明な容器に保存し、食材の名前と日付を記入するなど、何があるかひと目でわかるように整理し、使い忘れをなくします。



食材名と日付で  
わかりやすく！

### ■調理する時

- 出来上がりの量をイメージし、食べきれる分だけを調理します。
- 捨ててしまいがちな葉っぱや皮、切れ端なども調理方法を工夫して使います。
- 先に買った食材や傷みやすい食材から先に使います。
- 食べ残した料理もリメイクレシピで新しいおかずを作ります。



リメイクレシピで新しいおかずへ変身！

### ■食べる時

- 食べきれる量だけお皿に盛り付け、残さず食べます。
- やむを得ず残す場合は、日持ちのする料理より、傷みやすい料理を優先的に食べるなど、工夫して無駄なく食べます。



きれいに食べきり、  
ごちそうさま！

## ダンボールコンポスト

ダンボールコンポストとは、ダンボールを利用した生ごみ処理容器です。生ごみを利用して堆肥を作ることができます。

### ■用意するもの

- しっかりしたダンボール（サイズの例：タテ 32cm、ヨコ 46cm、高さ 29cm）
- 基材 腐葉土 20ℓ、米ぬか 7ℓ ○ガムテープまたはクラフトテープ
- 底に敷く新聞紙またはダンボール ○虫除け用布製カバー ○シャベル
- 通風のための台（プラスチックの網状の苗入れやブロックなど） ○温度計



### ■ダンボールを組み立て、床を作ります

- ①ダンボールを組み立て、底の外側をテープで貼って付けます。
- ②次に底の内側も縦に1本、横に2本テープで貼り付けます。
- ③ダンボールの上の部分を中へ折り曲げ、その端をテープで貼り付けます。
- ④四隅の外側をテープでおさえます。
- ⑤底に新聞紙かダンボールを敷きます。
- ⑥基材の腐葉土と米ぬかをよく混ぜて床を作ります  
(深さは約 15cm)。



### ■生ごみを入れて、堆肥を作ります

- ①生ごみを入れる量は、1日に最大 1 kg くらいまで。
- ②生ごみを、2~3cm 程度に切れます。水分の多いもの（スイカなど）は干します。
- ③シャベルで床を掘り、その穴に生ごみを入れ、米ぬかを一握りか二握りかけ、よく混ぜて、その上に基材をかけてシャベルでつっつき埋めならします。
- ④この作業を毎日繰り返します。
- ⑤床の温度は夏は 60°C、冬は 40°C くらいになります。  
生ごみを投入する前と後で温度計で測り比べてみましょう。
- ⑥生ごみを入れ始めて 3 カ月ほど経つと、生ごみの分解はほぼ終わります。
- ⑦堆肥をダンボールから取り出して、袋などに移し、2 カ月ほど熟成させると完成です。

### ■入れないほうが良い生ごみ

玉ねぎの皮・貝殻・鶏の骨・とうもろこしの皮や芯・梅干しの種・ナッツ類の殻・タケノコの皮など。柑橘類の皮も小さく切るか、投入を控えてください。

### ■入れてはいけないごみ

プラスチックの袋の切れ端や紙類などが紛れ込まないように注意しましょう。

使用済みのダンボールは燃やすごみに出しましょう！

## 第9章 計画の運営管理

市の一般廃棄物処理事業の目標の達成状況を管理し、以後の事業実施に反映するため、事業の点検・見直し・評価を行う仕組み（P D C Aサイクル）を実施します。

### （1）年度ごと

- 前年度の実績をとりまとめ、数値目標と毎年度モニター指標を算出します。
- 前年度の事業実施状況を確認し、廃棄物対策に関する課題等を検討して、各年度の実施計画策定に当たり、施策に反映させます。
- 事業の実施状況や数値目標が本計画と大幅に異なった場合や、その他大きな状況の変化があった場合などは、計画の見直しを含めて検討します。
- 上記については、小平市廃棄物減量等推進審議会に報告し、意見をとりまとめて、公表します。

### （2）計画見直し時

- 令和9(2027)年度には、全体としての計画達成状況を点検・評価の上、計画の見直し（中間改定）を予定します。
- 市民の意識・意向やごみの組成を調査して、計画見直し時モニター指標を算出します。
- 計画改定は、原則として、廃棄物減量等推進審議会に諮問し、その審議を踏まえて行います。

表 9-1-1 計画の運営管理

	毎年ごと	計画見直し時
点検・評価の方法	行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に実施します。	左記のほか市民の意識、意向（市民アンケート）やごみの組成を調査して実施します。
点検・評価の主体	市の環境施策推進本部での内部チェックのうえ、結果について審議会の意見を求めます。	市の環境施策推進本部での内部チェックのほか、調査手法や結果については審議会に審議を求めます。
点検・評価の項目	●数値目標 市民一人1日あたりごみ・資源物総量 (排出物原単位) 市民一人1日あたりごみ量 (処理ごみ量原単位) ●毎年度モニター指標 収集ごみ量原単位 持込ごみ量 収集時リサイクル率 最終処分量 温室効果ガス排出量	●左記のほか計画見直し時モニター指標 資源物混入率等 (組成分析調査による) 市民満足度等 (市民アンケート調査による)
見直し・改善の方法	同年度以降の施策実施に反映します。	一般廃棄物処理基本計画に反映します。
情報公開	市ホームページ等を通じて公表します。	市ホームページ等を通じて公表します。